

令和元年度 大阪府障がい児等療育支援事業  
**児童発達支援ガイドライン**  
について


上智社会福祉専門学校  
大塚 晃

# 合理的配慮と考えられる例 (厚生労働省・福祉事業者向けガイドライン)

事業者は、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、次のような合理的配慮を提供することが求められています。合理的配慮を提供する際には、障害者の性別、年齢、状態等に十分に配慮することが必要です。

ここに記載する事例はあくまで例示であり、これに限られるものではありません。また、事業者に強制する性格のものではなく、ここに記載された事例であっても、事業者の事業規模等によっては過重な負担となる可能性があるため、事業者においては、法、基本方針及び本指針を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されます。**なお、合理的配慮の提供に当たっては、個別の支援計画(サービス等利用計画、ケアプラン等)に位置付けるなどの取組も望まれます。**

## 「新しい社会的養育ビジョン」の数値目標および期限

「社会的養護の課題と将来像」 (2011年7月)		現状	「新しい社会的養育ビジョン」 (2017年8月)	
		500件/年	特別養子縁組 成立件数	概ね5年以内に 1,000件
里親及び ファミリーホーム	今後十数年をかけて、 概ね1/3	18.3%	里親委託率 3歳児未満 就学前 学童以降	概ね5年以内に75% 概ね7年以内に75% 概ね10年以内に50%
グループホーム	今後十数年をかけて、 概ね1/3		地域分散化された小規模施設(地域小規模児童養護施設と「分園型」グループケア)を原則とする。職員配置基準の見直し、ケアの高機能化・多機能化。	
本体施設 (児童養護施設は 全て小規模ケア)	今後十数年をかけて、 概ね1/3		—	

厚労省「新しい社会的養育ビジョン」及び「社会的養護の課題と将来像」より塩崎恭久事務所作成 11

# ノーマライゼーションの起源

- ニルス・エリック・バンクミケルセン (N.E. Bank Mikkelsen) 「知的障害者のために可能な限りノーマルな生活状態に近い生活を創造する」
- ベクト・ニリエ (B. Nirje) 「知的障害者の日常生活の様式や条件を社会の主流にある人々の標準や様式に可能な限り近づける」

# ノーマライゼーション

○ベクト・ニリエ(B.Nirje)「知的障害者の日常生活の様式や条件を社会の主流にある人々の標準や様式に可能な限り近づける」

○ノーマライゼーション8原則

- ①一日のノーマルなリズム
- ②一週間のノーマルなリズム
- ③一年間のノーマルなリズム
- ④ライフサイクルにおけるノーマルな発達経験
- ⑤ノーマルな個人の尊厳と自己決定権
- ⑥ノーマルな性的関係
- ⑦ノーマルな経済水準とそれを得る権利
- ⑧ノーマルな環境形態と水準

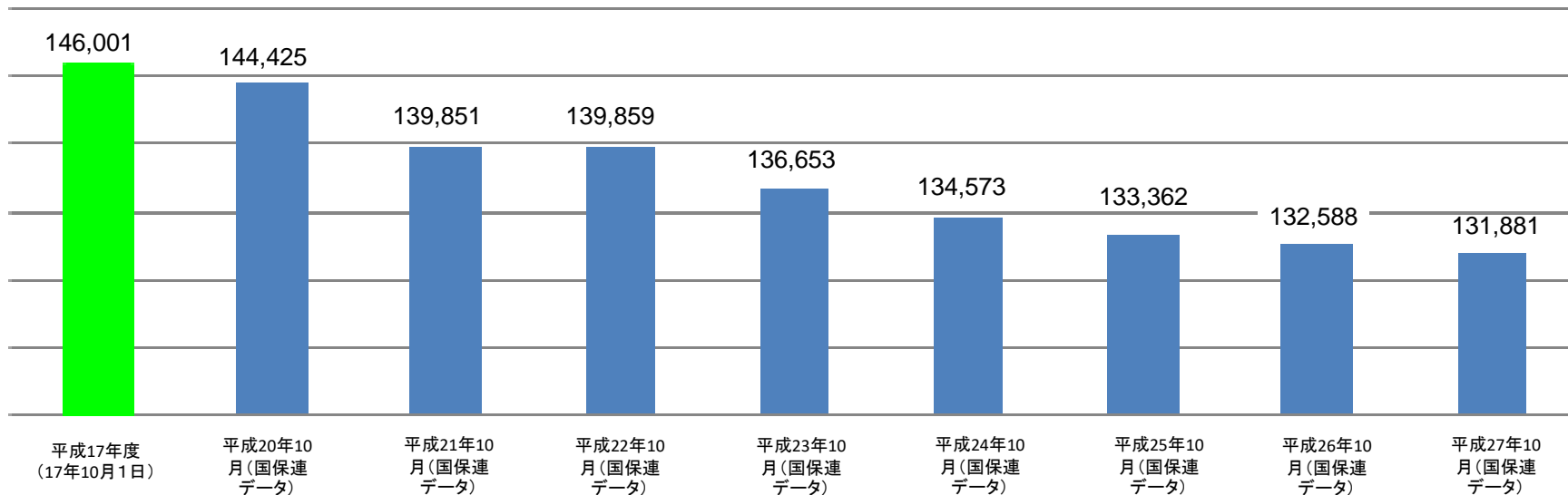
# 施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法前から着実に減少している。  
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

## ○施設入所者数の推移

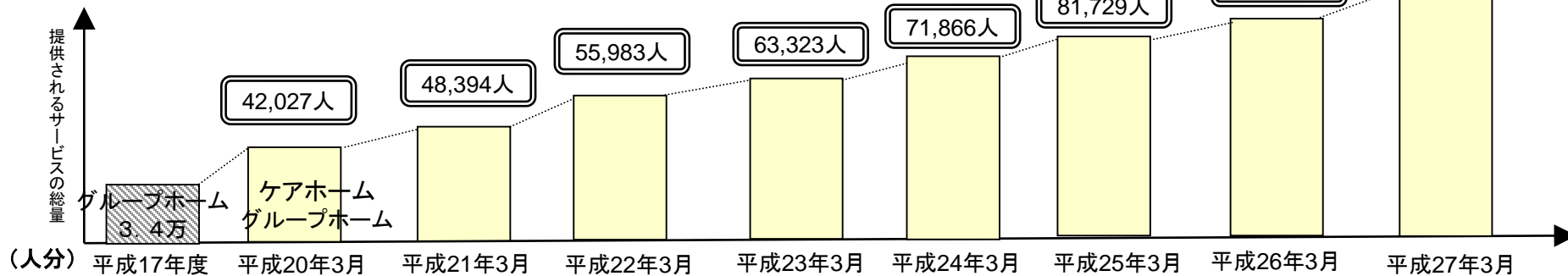
出典：国保連データ速報値等

入所者数(人)



## ○ケアホーム・グループホーム利用者の推移

出典：国保連データ速報値等



# 障害者基本法

(定義)

**第二条** 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の**心身の機能の障害**（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び**社会的障壁**により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

**二 社会的障壁** 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。



# 行動障害への支援とは1

中園康夫(1990)は、「英国において・・・使われている概念に『チャレンジング行為(challenging behaviors)』というのがある。『チャレンジング』を私は、『抗議』と訳したいが『願い』という役があてはまると私に語った人もいた。つまり障害をもつ人(とくに重度・最重度の障害をもつ人)が示すある特徴的な行動は、これまで『問題』行動と考えられてきた。サービスを行う『私』とは関係のない客観的できごととしての『問題』行動として。



# 行動障害への支援とは2

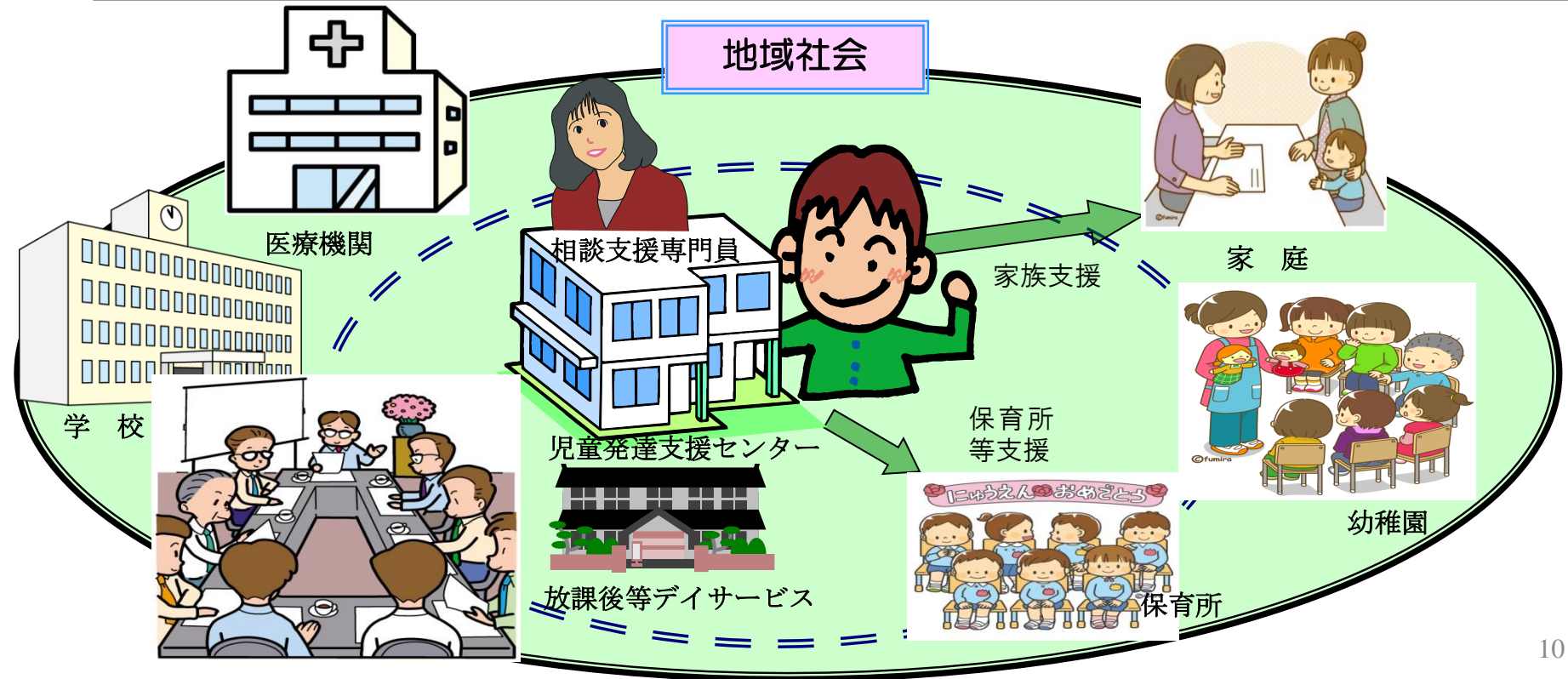
しかし、そうした行動は、

- ①障害をもつ人がコミュニケーションが十分できないために、あるいは彼らをとりにくく社会的環境が障碍となっているために、自分の要求や気持ちが伝達できないことが基本にあつて（かかわる側からみれば、そうした要求や気持ちを理解できないか、理解しようとしめないこともあつて）、
- ②障害をもつ人が表現する行動にたいして、サービスが十分に応えることができない、あるいは適切に行われないうちに示されるものであつて、
- ③障害をもつ人の、その障害の性質だけから、あるいはまったく個人の条件から示されるものではない、
- ④したがって、『問題』行動とみられてきたものはサービスに対する『抗議』行動と考えねばならない場合も多いのである。

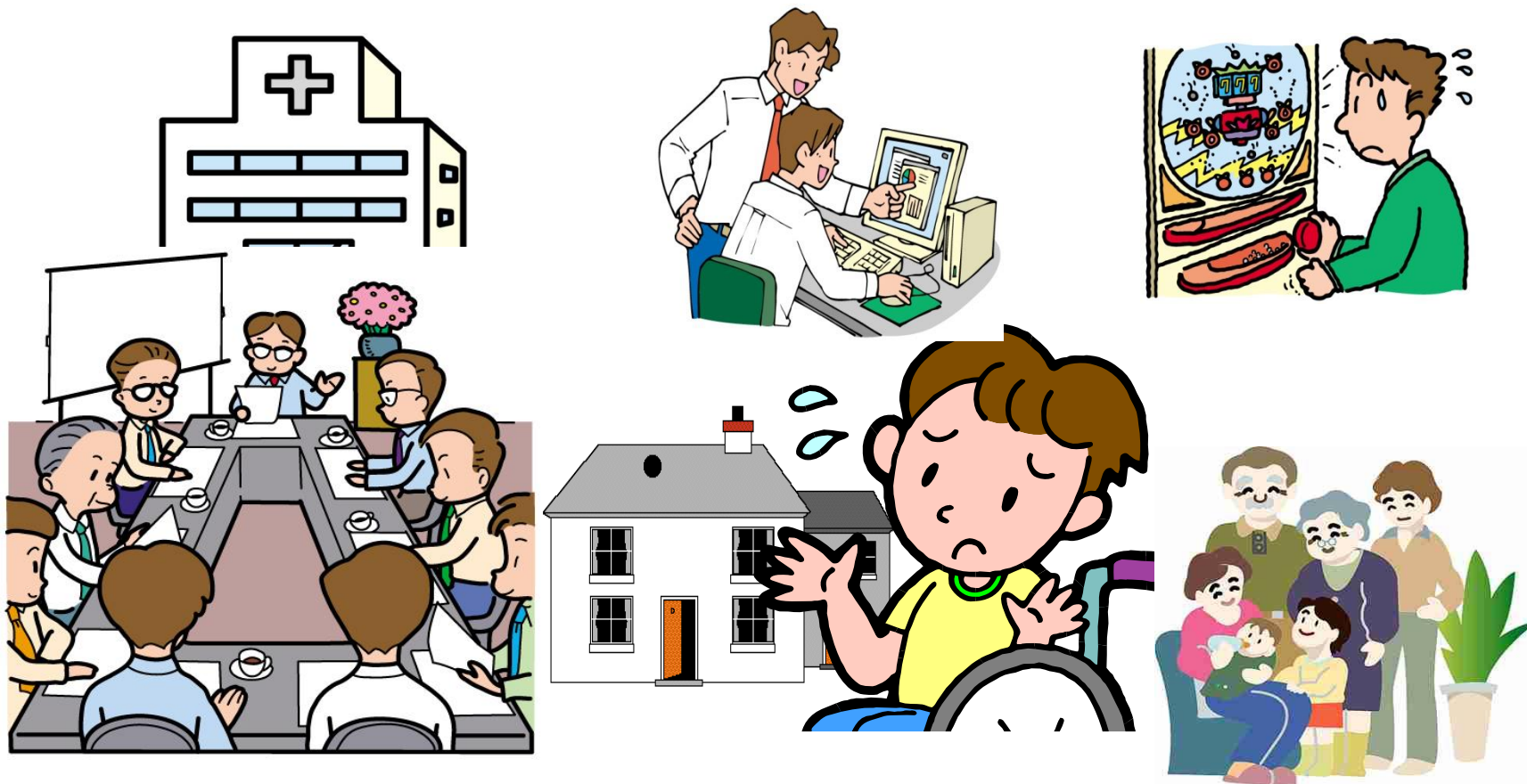
# 地域子ども子育て支援システム

～障害のある子どもがともに学び、遊び、活動する地域づくり～

- 障害のある子どもが自然に交わり、支え合う地域づくり
- 地域において、福祉や教育が連携した一貫した支援
- 子どもの能力が可能な限り発揮できる支援



# 障害者総合支援法の目指すもの (地域生活モデル・チームアプローチ)



# 真っ当な支援計画とは？

## (ワクワクした支援計画)

- エンパワメント  
(力の付与)
- アドボカシー  
(権利擁護)



チェック項目	評価の視点
<p>1.【本人の思い・希望の尊重】 本人の思い・願いができるだけ具体的な言葉を使って表現されているか。</p>	<p>「利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)」を中心とし、本人が困っていることや、本人が考えていること、本人の願いを、リアリティをもって記載されているかを評価の視点とする。</p>
<p>2.【目指す生活のイメージ】 最終的に到達すべき方向性、サービス提供によって実現する本人が希望する生活の全体像が、総合的かつ具体的に記載されているか。</p>	<p>「サービス提供によって実現する生活の全体像」を中心とし、サービスありきではなく、生活の全体像が見えているか、サービスを利用する意義が伝わってくるかを評価の視点とする。</p>
<p>3.【幅広いサービス・インフォーマル支援】 障害福祉以外の幅広い領域のサービス、および公的支援だけでなく、その他の支援(インフォーマルサービス)が本人ニーズに基づき、必要に応じて記載されているか。</p>	<p>「福祉サービス等」・「主な日常生活上の活動」・「週単位以外のサービス」など、全体を通じて判断する。インフォーマル支援、インフォーマルな関係に言及があるか。</p>
<p>4.【支援の方向性】 支援に関わる関係機関等が共通の理解をもって取り組めるよう、支援の方向性が、明確、かつ、具体的に記載されているか。</p>	<p>「総合的な援助の方針」を中心とし、相談支援専門員が、相談の結果として支援の方向性をまとめていく姿勢がみえているかを評価の視点とする。</p>
<p>5.【本人のニーズ】 本人の意向、希望する生活が具体的、かつ、的確に把握され、「～したい」「～なりたい」等、本人の言葉として表現され、記載されているか。</p>	<p>「解決すべき課題(本人のニーズ)」を中心とし、具体的なニーズが記載されているかを評価の視点とする。単に「このサービスを使いたい」というニーズは認められない。</p>

以上に基づいて、「3:十分できている」「2:できている」「1:少しできている」「0:できていない・書面だけでは評価不可」の4段階で評価。

# 支援計画と言葉

1. 一人でトイレにいて、うんちをさせる
2. 一人でトイレにいて、うんちができるよう指導する
3. 一人でトイレにいて、うんちができるよう支援・援助する
4. 一人でトイレにいて、うんちができるようになろう
5. 一人でトイレにいて、うんちができるようになりたい

# 各支援(計画)の関係

サービス等利用計画  
(相談支援専門員)

個別支援計画  
(サービス管理責任者)

行動支援計画  
(各事業所スタッフ)

支援手順書

# 外部とつながる「サービス担当者会議」と 内部で深める「個別支援会議」

## 1回目：サービス担当者会議（サービス調整会議）



①事業所外部と連携・協力・役割分担！

サービス等利用計画

## 2回目：個別支援会議



「サービス等利用計画（外部の支援も含めたトータルプラン）」を元に...

②事業所としての「個別支援計画」を作成！

必要に応じて、関係機関の参加を求めます





# 発達障害者支援法の改正(2016年5月)

## I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進（知的障害を検討）
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進（情報共有の促進）
- 発達障害者支援の部局相互の緊密な連携の確保（福祉と教育の連携強化）

## II 概要

**定義：発達障害＝広汎性発達障害(自閉症等)、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害**

乳幼児健診等による  
早期発見  
就学時検診における  
発見

早期の発達支援  
専門的発達支援

特別支援教育体制の  
推進  
6%  
小中学校児童・生徒の

放課後児童健全育成  
事業の利用

発達障害者の特性に  
応じた適切な就労の  
機会の確保

発達障害者の権利  
擁護  
地域における自立し  
た生活の支援

発達障害者支援センター 専門的な医療機関の確保（都道府県）

専門的知識を有する人材確保 調査研究（国）

# 発達障害者支援法改正

(平成28年6月1日に公布、8月1日施行)

① **改正の趣旨** 発達障害者支援法が平成16年12月10日に公布され、平成17年4月1日に施行されてから、発達障害者に対する支援は着実に進展し、発達障害に対する国民の理解も広がってきた。一方、発達障害者支援法の施行から10年が経過し、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められている。

② **定義の改正について** 「発達障害者」の定義を、発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものとした。

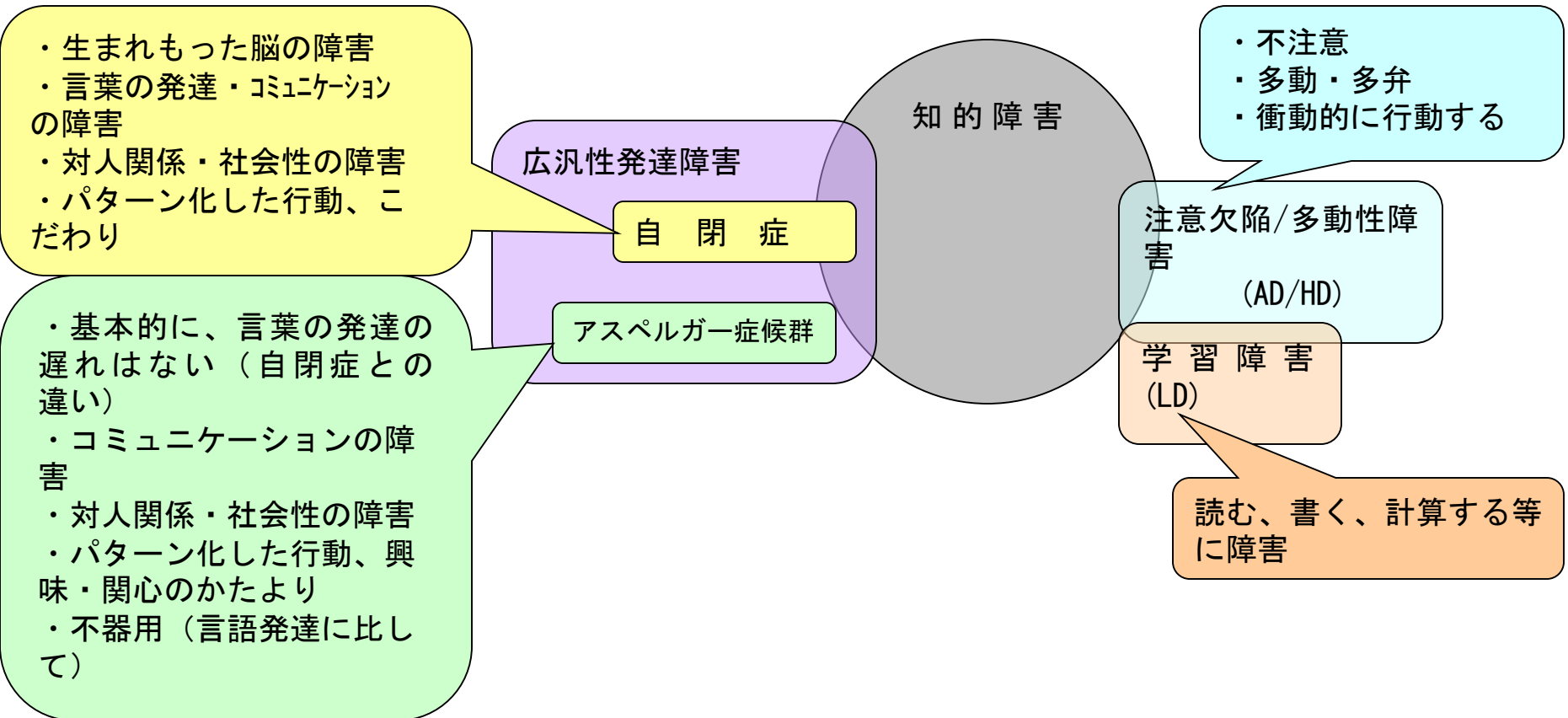
③ **児童に発達障害の疑いがある場合における支援** 市町村は、児童に発達障害の疑いがある場合には、当該児童の保護者に対し、継続的な相談、情報の提供及び助言を行うよう努めるものとした。

④ **教育に関する改正について** 発達障害児が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮することを規定するとともに、支援体制の整備として、個別の教育支援計画の作成(教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。)及び個別の指導に関する計画の作成の推進並を規定。

⑤ **情報の共有の促進の新設について** 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、福祉及び教育に関する業務を行う関係機関及び民間団体が医療、保健、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体と連携を図りつつ行う発達障害者の支援に資する情報の共有を促進するため必要な措置を講じるものとした。

# 発達障害の定義

発達障害の定義：広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害。これらの発達障害については、小中学校児童・生徒の6%



# 発達障害者支援法改正

(2016年5月25日)

(教育)

第八条 国及び地方公共団体は、発達障害児(十八歳以上の発達障害者であって高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに専修学校の高等課程に在学する者を含む。以下この項において同じ。)が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り発達障害児が発達障害児でない児童と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、適切な教育的支援を行うこと、**個別の教育支援計画の作成(教育に関する業務を行う関係機関と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との連携の下に行う個別の長期的な支援に関する計画の作成をいう。)**及び**個別の指導に関する計画の作成の推進**、いじめの防止等のための対策の推進その他の支援体制の整備を行うことその他必要な措置を講じるものとする。

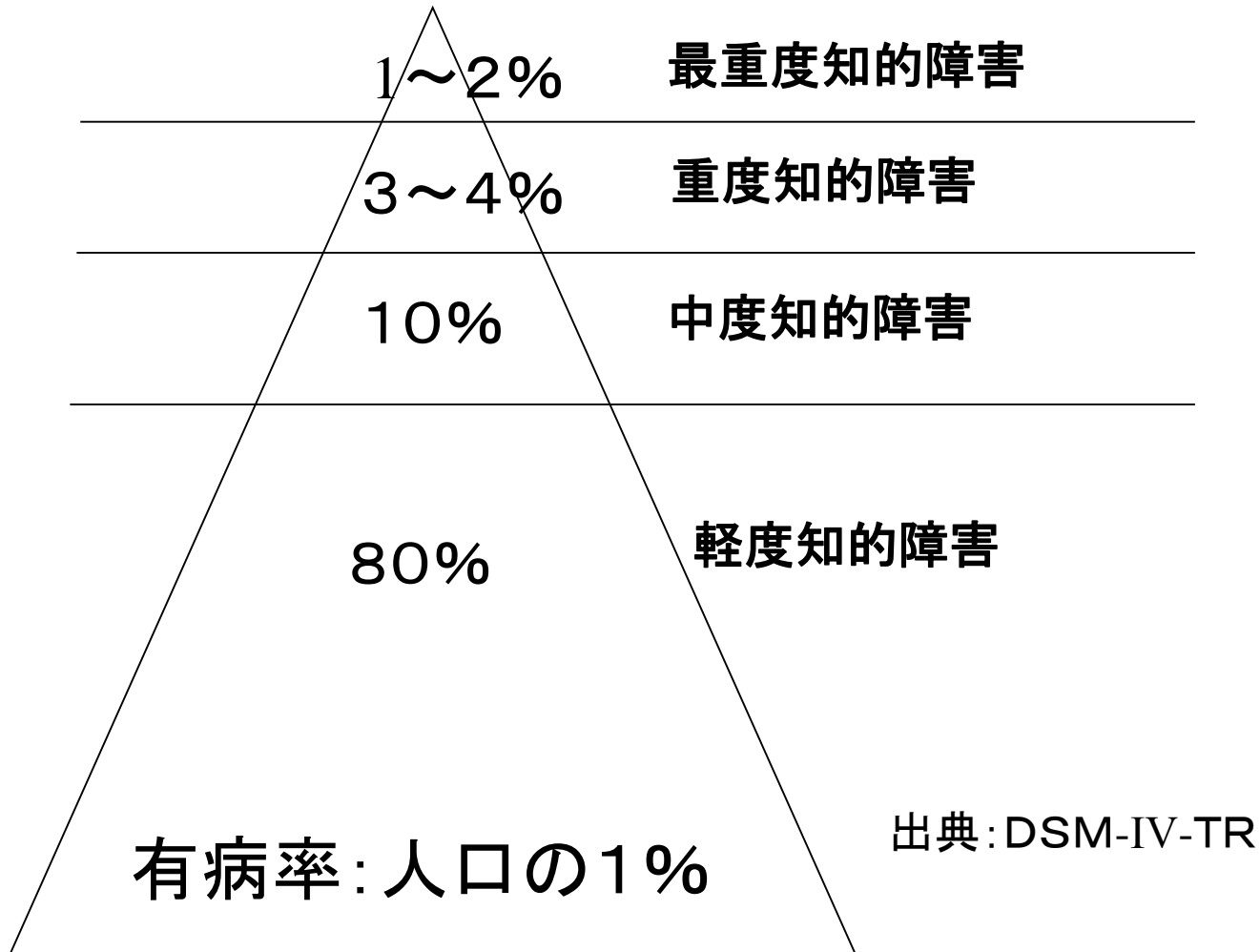
# 知的障害の位置づけは？

アメリカ精神医学会DSM-5(2013年5月)は、**神経発達障害**を以下の5つに分類

- ・知的障害
- ・コミュニケーション障害
- ・自閉症スペクトラム障害
- ・注意欠如・多動性障害
- ・限局性学習障害
- ・運動障害群

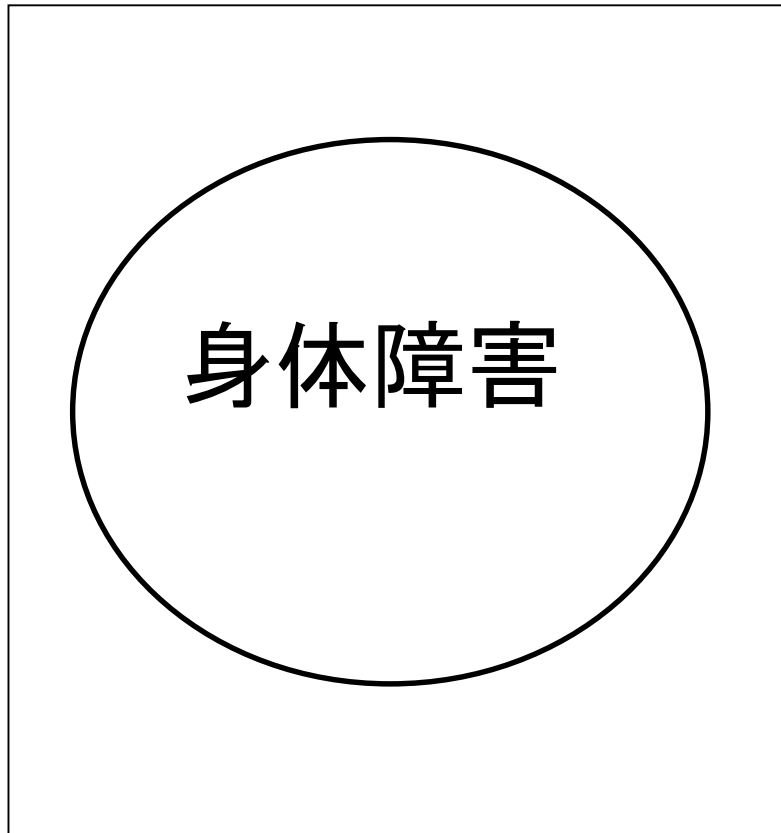


# 知的障害者の数は何人？

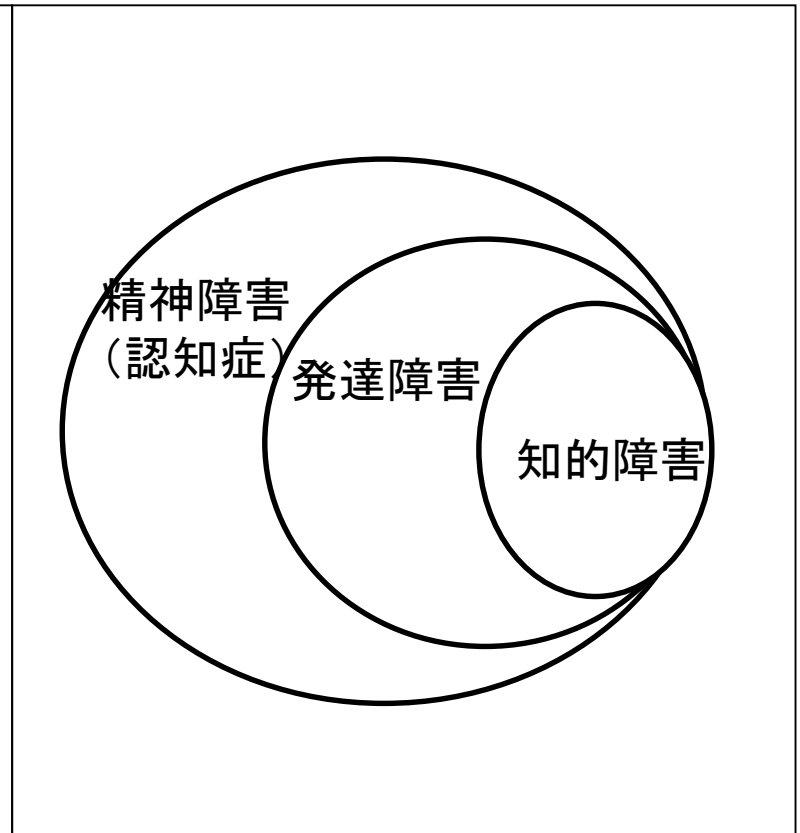


# 障害とは？

## 身体的障害

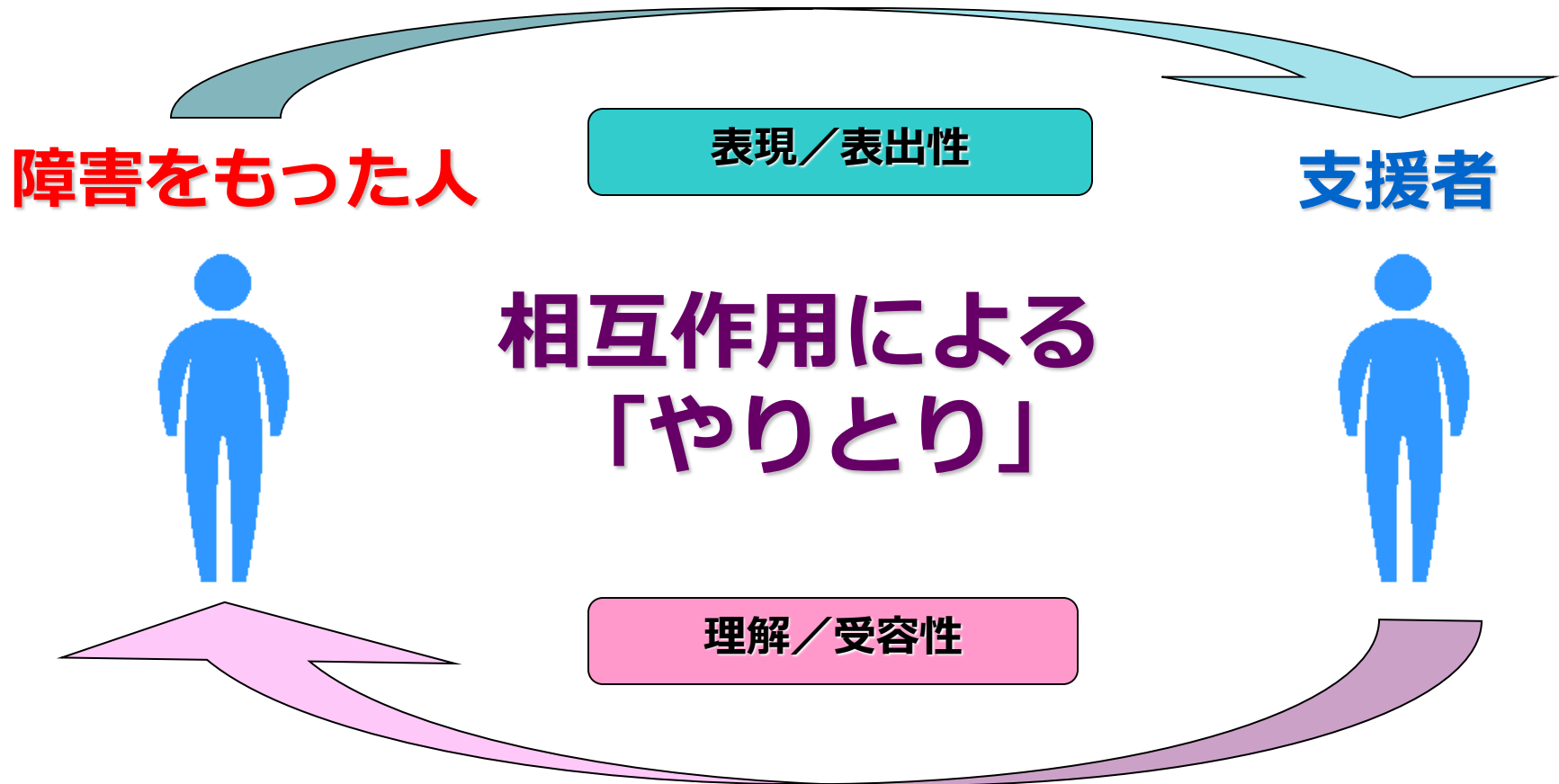


## 精神的障害





# 行動とは？



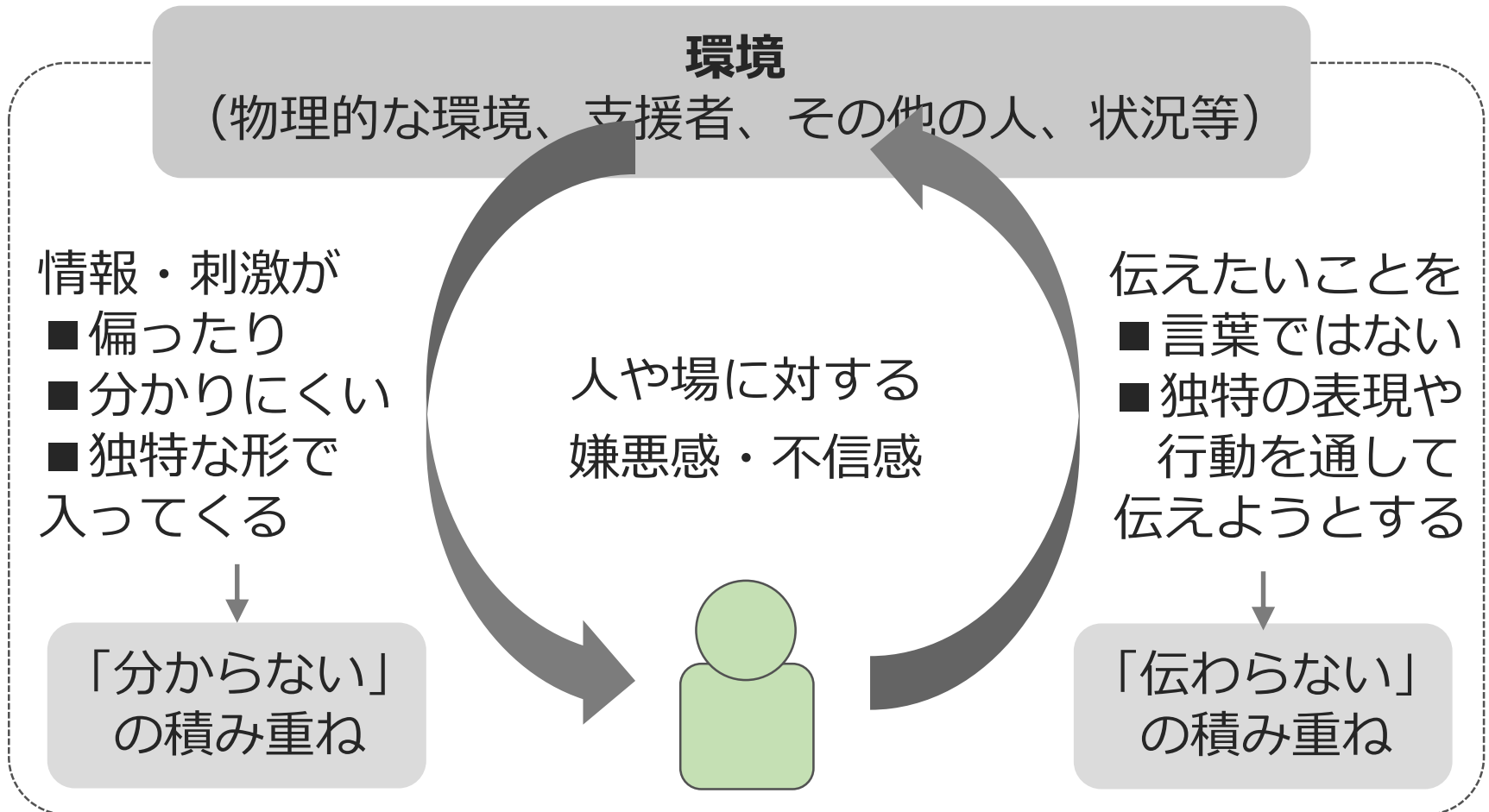
「強度行動障害支援者養成研修 受講者用テキスト」

国立のぞみの園 2014

# なぜ強度行動障害になるのか？

「強度行動障害支援者養成研修 受講者用テキスト」 国立のぞみの園

2014



**障害特性 × 環境要因 ⇒ 強度行動障害**

# 本人の特性 | ex.障害特性

■ 障害特性：障害により生じている特性

**自閉症**：対人関係形成の困難さ

言語発達の遅れや異なった意味理解

手順や方法に独特のこだわりなどがある、等

【※ヒントシートを参照】

**知的障害**：記憶することや文字、形を見分けることが困難

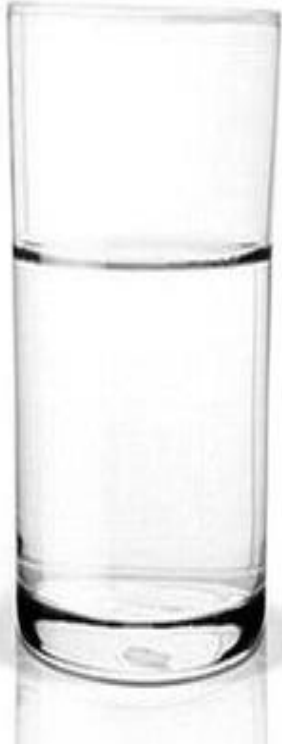
微細な作業が困難

興奮しやすい、極端な自信喪失など、等

「強度行動障害支援者養成研修 受講者用テキスト」

国立のぞみの園 2014

# リフレーミングとは



コップに半分の水を“もう半分しかない”と捉えるか“まだ半分ある”と捉えるか。

同じことを体験しても、人それぞれの価値観という枠組み(フレーム)で判断する。

その枠組みを取り換えて、別の肯定的な視点から見るようにするのがリフレーミング。

# 「強度行動障害支援者養成研修 受講者用テキスト」

国立のぞみの園 2014

## 想定される 障害特性

## リフレミング (強みの表現に変換) してみると

	社会性	意思疎通	発達の遅れと偏り	その他	
① ことばを聞いて理解することが苦手		●			▶ 目で見た情報は理解しやすい
② 表情や身振りを、誤って理解してしまう		●			▶ 明瞭に（はっきりと）区別された指示を好む
③ 人や場面によって態度を変えられない	●	●			▶ ルールをきっちりと守ろうとする。物怖じしない
④ 他の人の興味あることに関心が薄い	●				▶ 状況に左右されず、自分の好きなことに取り組むことができる
⑤ 全体をとらえて関係性をつかむことが苦手	●				▶ 細部に、強く意識を向けることができる
⑥ 別のやり方を探したり臨機応変な対応が苦手	●				▶ 状況に左右されず、ねばり強く取り組むことができる
⑦ 集団で一斉に行動することが苦手	●				▶ マイペースに課題を完了することができる
⑧ 「いつ終わる」かを理解するのが苦手	●		●		▶ 決められたことを、やり続けようとする
⑨ 抽象的、あいまいなことの理解が苦手	●		●		▶ 具体的で、はっきりとしたことを好む
⑩ 経験していないことを想像することが苦手	●		●		▶ 経験したことは、しっかりと覚える
⑪ 特定の物事に強く固執	●		●	●	▶ 興味があること（趣味・仕事）に、積極的に取り組める
⑫ 記憶することが苦手			●		▶ 繰り返し体験することで記憶する
⑬ 発達（認知能力）がアンバランス			●		▶ 興味・関心、好きなことは抜群にできる
⑭ 特定の行動を何度もくりかえしてしまう			●	●	▶ 決まったパターンを几帳面に行うことができる
⑮ 期待されていることに注意が向かない				●	▶ 興味・関心があるものに、強く注意・集中を向けることができる
・落ち着きがなく、その場にとどまっていられない				●	
・結果をかえりみず突然反応してしまう				●	
⑯ 特定の感覚が過敏、または鈍い				●	▶ 些細な違いや変化に気がつくことができる、または非常に我慢強い

# 障害児支援施策の見直しの考え方

改革の背景

少子化社会の進展  
(子育て不安の増加)

障害者自立支援法の施行  
(障害者の自立と共生社会の実現)

特別支援教育の実施  
(一般校での受入れ促進)

発達障害者支援法の施行  
(「新たな」障害への対応)

改革の方向性

## 「自立と共生」の子育て

- ①障害のある子どもの**将来の自立**を目指し、発達支援や家族支援を通じて「**子育て**」を支援
- ②障害のある子どもが、他の子どもと共に「**遊び・学び・活動する**」共生社会を実現

基本的な視点

本人の自立を支援する  
ための**発達支援**

子どもの**ライフステージ**  
に応じた一貫した支援

できるだけ**身近な地域・  
一般施策**における支援  
～サービス提供主体及び行政～

障害児の**家族**を含めた  
トータルな**支援**

検討事項

早期発見・早期対応

就学前の支援

学齢期・青年期の支援

家族支援

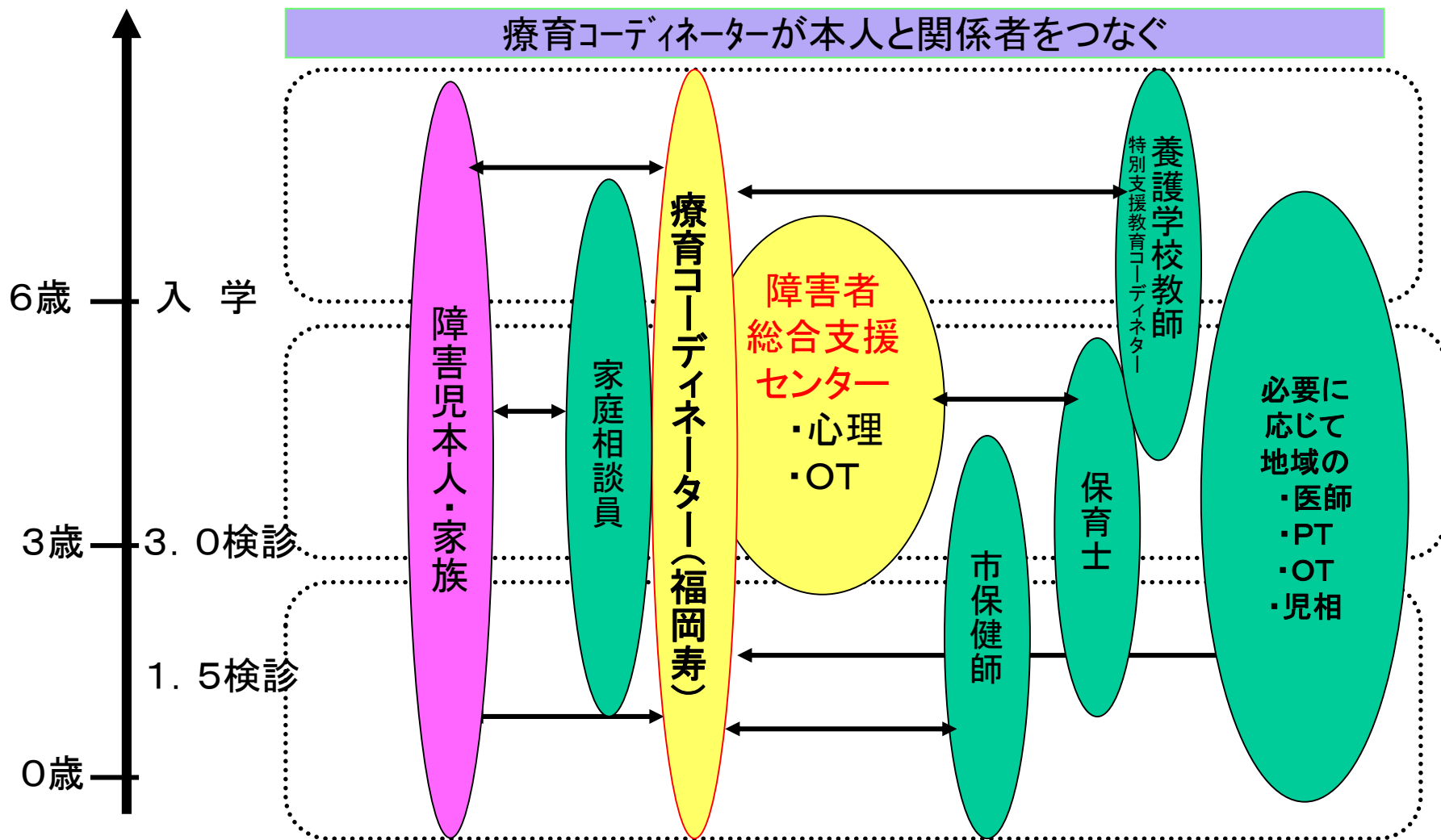
行政の実施主体

～ライフステージに応じた一貫した支援～

可能な限り健常児と共に育つ環境へ

# 障害児支援のシステム

## ～中野市の場合（相談支援型）～



# ライフステージに応じた相談支援

早期発見・早期対応

乳幼児期

小学校

中学校

高校

就労  
日中活動

個別の教育支援計画

教育・福祉の連携 だれがやる？

個別支援計画の作成・支援会議の開催・モニタリングの  
実施

※個別の支援計画とは・・・支援が必要な者に対して、ライフステージを通じた一貫した支援が可能となるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して策定する計画。

※個別の教育支援計画とは・・・障害があり特別な教育的支援が必要な幼児児童生徒に対し、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な教育支援を行うことを目的として、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、学校(学級担任等)が中心となり作成するもの。



# 児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について(概要)

(平成24年4月18日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名事務連絡)

## ◆ 趣旨

学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所(以下「障害児通所支援事業所等」という。)が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画(以下「個別の教育支援計画等」という。)と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画(以下「障害児支援利用計画等」という。)が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましい。

## ◆ 留意事項

### 1 相談支援

障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いする。

### 2 障害児支援の強化

#### (1) 保育所等訪問支援の創設

このサービスが効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされるよう配慮をお願いする。

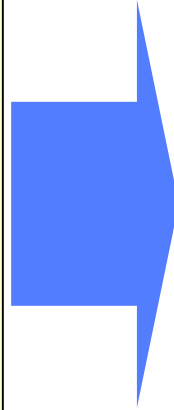
#### (2) 個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等との連携を保護者の了解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、必要な配慮をお願いする。

# パーソンセンタードプランニング (S, ホルバーン)

## システム・センタード・アプローチ

- ・システムを重要視
- ・平等主義
- ・専門家主義
- ・専門用語の使用



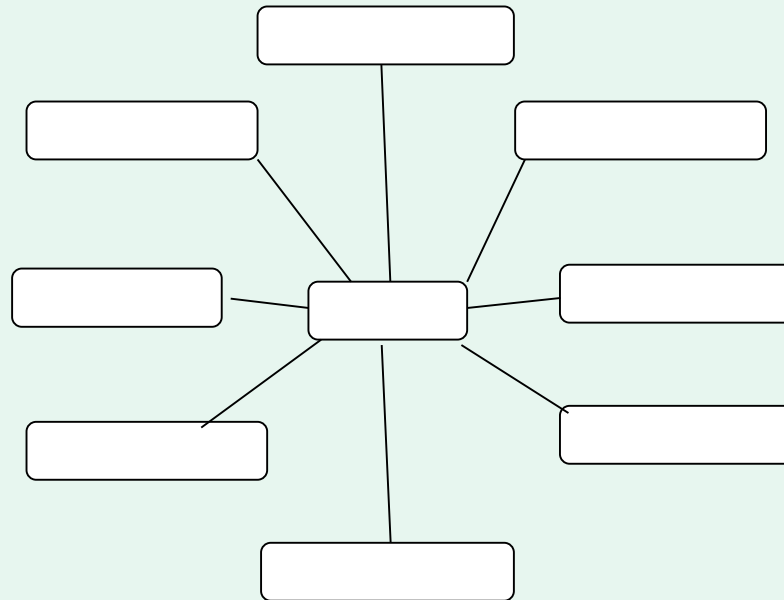
## パーソン・センタード・アプローチ

- ・本人を重要視
- ・個人主義
- ・本人主義
- ・本人の言葉を聞き取る

# ここから希望の将来に向かって！

1 これは誰についての計画ですか？

2 あなたのチームには誰が参加していますか？誰があなたを助けたり支援していますか？あなたの友人は誰ですか？必要な時、あなたは誰に助けを求めますか？



3 あなたのどんなところが素晴らしいですか？

# パーソンセンタードプランニング

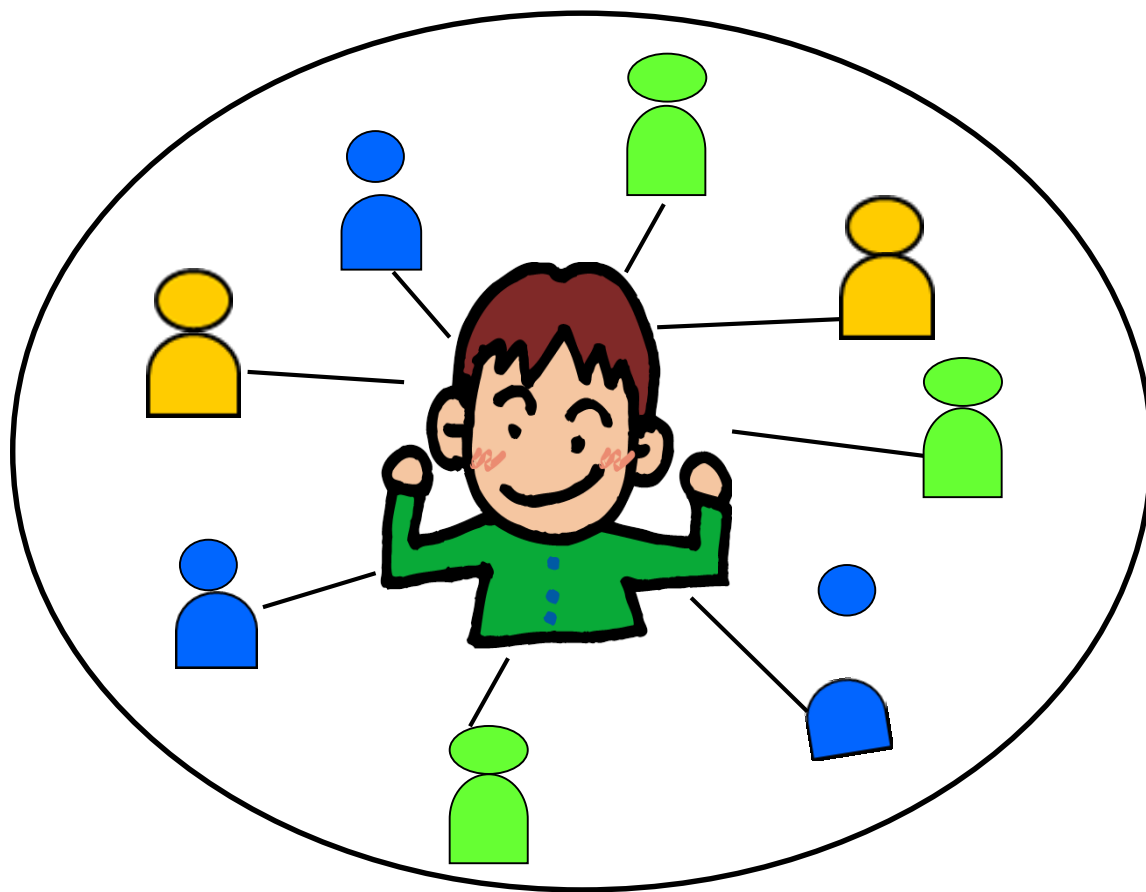
(S, ホルバーン 2005)

- コミュニティに居ること
- コミュニティにおける諸関係
- 選択、自律
- 価値ある役割

『パーソンセンタードプランニング、研究、実践、将来の方向性』ホルバーン一等編集、中園康夫監等訳、2005、相川書房

# 本人中心計画

(Person Centerd Planing)



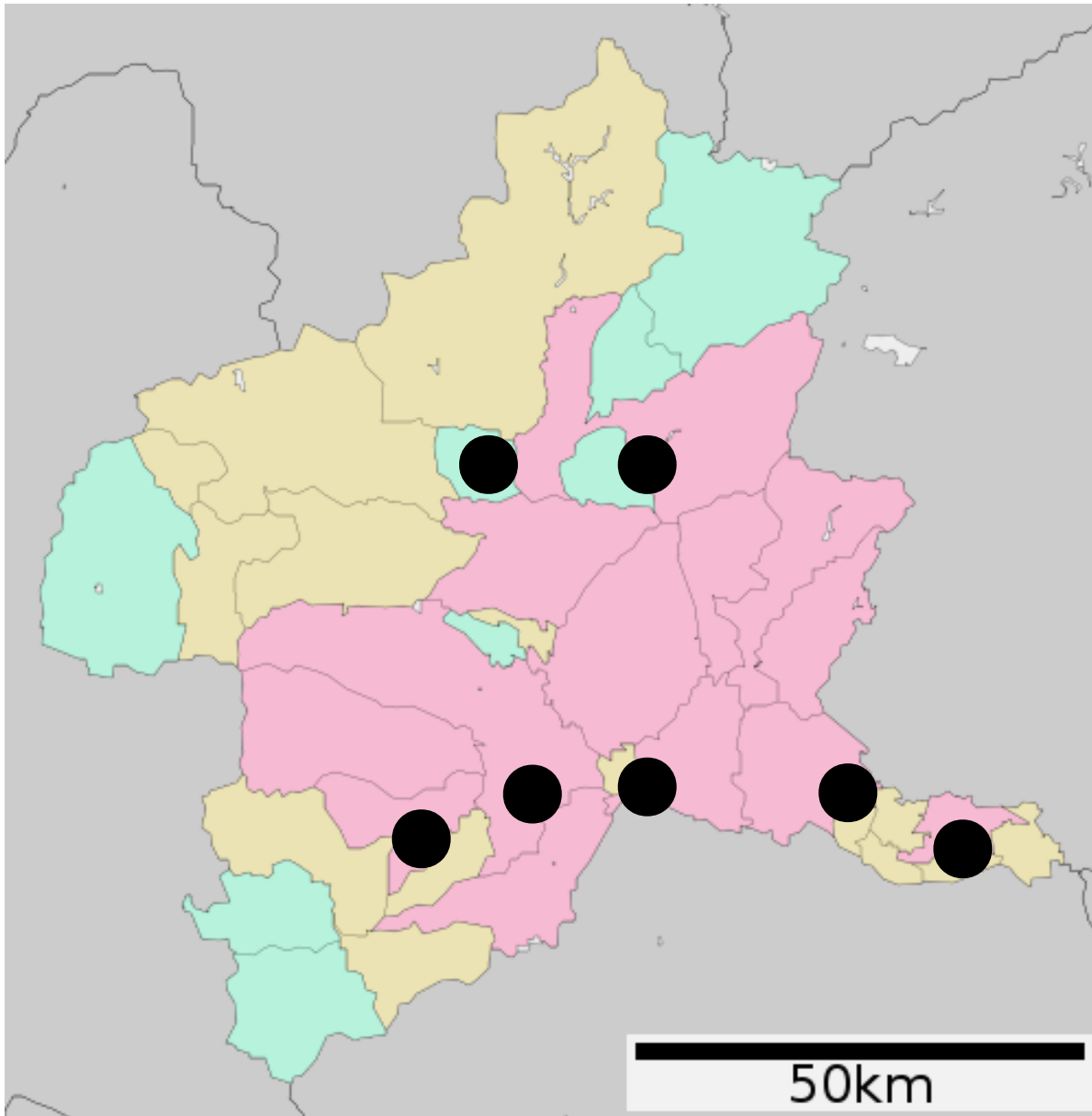
# 本人中心の計画づくり

(障害者福祉実践マニュアル・カリフォルニア州発達障害局)

- 本人中心の計画づくりは好ましい将来に向かって決定し、計画し、努力する取り組みである。
- どこで誰と住みたいか、誰と交際したいか、時間をどのように過ごしたいか、どんな仕事をしたいか、そしてその他の日常生活について利用者が話すその内容は、彼らの好ましい将来を述べているのである。
- 本人中心の計画づくりは、利用者とその家族が可能性と能力を築く支援をする。

# 群馬県地域療育相談事業の内容

- ・療育相談：専門職による個別の相談・助言が必要な在宅障害児及び保護者に対し、個別や巡回による療育相談を行う。
- ・マザー＆チャイルド：市町村から紹介された発達の遅れや心配のある幼児とその保護者を対象として、月1回遊びを中心とした集団指導を実施。
- ・コンサルテーション：市町村からの依頼に基づき専門職を保育所等に派遣し、児童への適切な対応に関する技術的な助言を行う。





# マザー & チャイルドの目的

- ①本人や家族の状態や心配事や困りごとを適切に把握（ニーズのアセスメントという）し
- ②ニーズに基づいて、家族が今後の子育てがスムーズに行われたための計画を示し、
- ③家族と計画を共有しながら、月1回の面談によりその支援を継続的に行っていくもの。
- ④この継続的な支援は、PDCA（Plan（計画）-Do（実施）-Check（評価）-Action（再実施））。家族に今後の方向性（計画）を提示し、子育ての状況を見守りながら支援を行うという意味で、マザー&チャイルドは家族支援の一形態。

# マザー & チャイルドについて

**対象：発達が遅れが気になる幼児と保護者**

**回数：月1回、9時～15時**

**スタッフ：総括1名（県地方事務所）**

**委託された専属職員2名（心理等）**

**各事業所から4人（ST、保育士等）**

**各市町村保健師3名**

**スーパーバイザー1名**

# マザー & チャイルドのプログラム

9:00 スタッフ集合 会場設営 スタッフ  
打ち合わせ 受付

注意: M & Cを主催する現場担当トップがM  
& Cを理解し、各事業所から集められてい  
るスタッフに理念等を共有し、支援の仕方に  
統一していくことが重要。

10:00 自由遊び(会場に慣れる)

注意: スタッフは家族担当制により、責任を  
もって自分の役割を行うこと。

10:50 主活動

注意: 遊ばせることが目的ではない

・11:20 お茶タイム 絵本タイム 保護  
者の意向によりミニ講座

注意: 家族から積極的に情報を収集・提供  
し、交換し、適切に対応していくこと

11:40 おかえり 出席カードにシール  
を貼り箱に入れたらサヨナラ

注意: 次回も参加したい雰囲気を作ること

12:00 片付け 活動シートに記入

3:00 カンファレンス (次回の視点を決  
める) 次回の活動を決める

注意 現場担当トップもカンファレンスに  
参加することが重要。そうでないと、子ど  
もたちの発達も、家族の問題も分からな  
い。

15:00 終了 スタッフ解散

# マザー & チャイルドの方向性

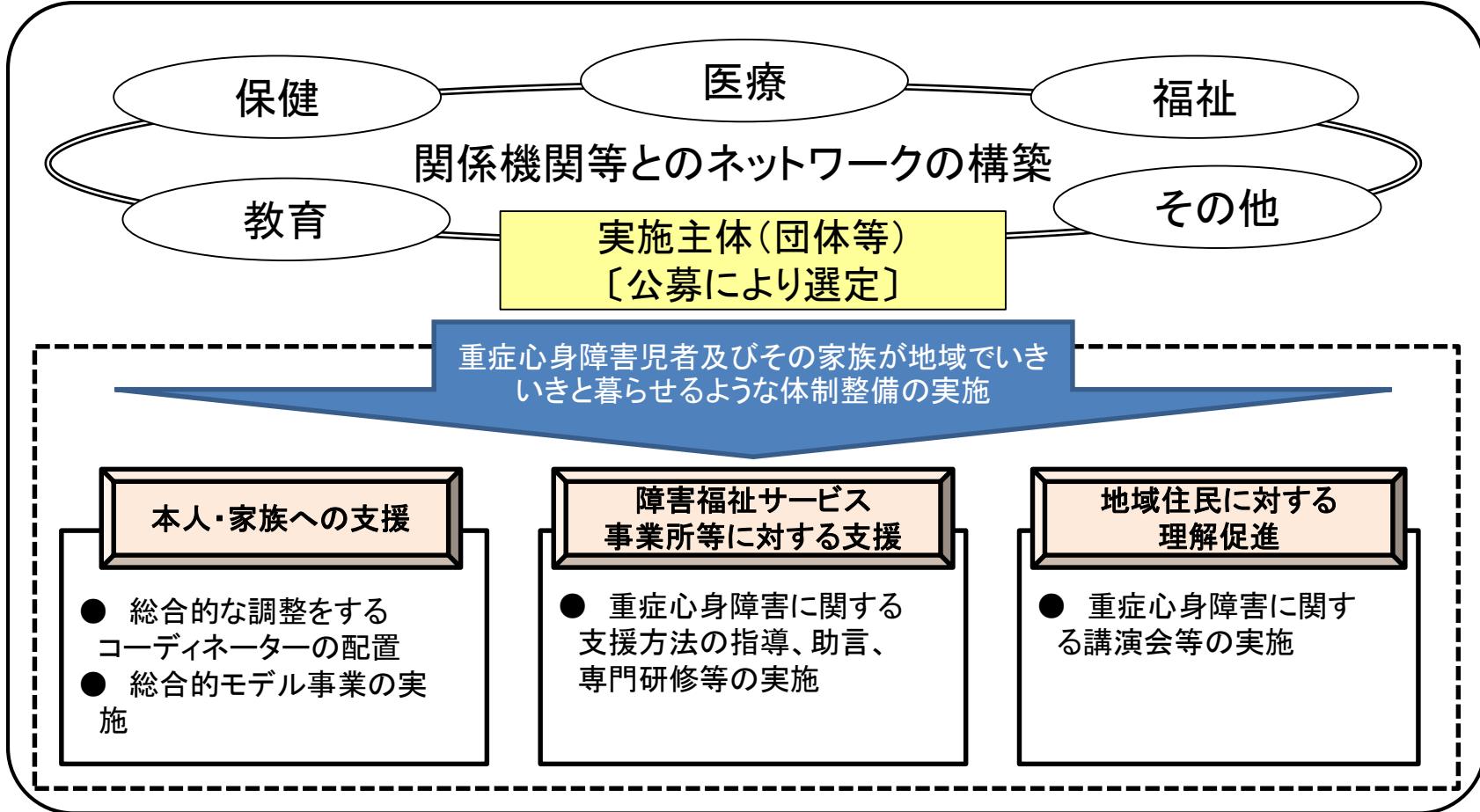
- 家族支援として有効
- 発達障害者支援センター等との連携
- 保健師等が保育士と調整
- 質の確保(他のM&Cとの交流)
- 家族支援の課題

# 医療的ケア児

# 重症心身障害児者の地域生活モデル事業【平成24～26年度】

重症心身障害児者及びその家族が安心、安全に地域でいきいきと暮らせるよう、効果的なサービスの利用や医療、保健、福祉、教育等の関係施設・機関の連携の在り方等について、先進的な取り組みを行う団体等に対して助成を行い、あわせて地域住民に対する理解促進や障害福祉サービス事業所等に対する支援を行うことにより、重症心身障害児者に対する地域支援の向上を図る。

有識者等の検討会による指導・助言等



# 重症心身障害児者の地域生活モデル事業の概要

- 重症心身障害児者及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、医療型障害児入所施設等を中核として関係する分野との協働による支援体制を構築すること等による総合的な地域生活支援の実現を目指し、モデル事業を実施。
- 平成24・25・26年度に採択された14団体が取り組んだ実例の報告をもとに、**重症心身障害児者の地域生活を支援する体制をつくる上で特に留意すべき点**をまとめると以下の通りである。

## 現状等の共有

## 幅広い分野にわたる協働体制の構築

## 具体的な支援の取組：好事例集

### ① 地域の現状と課題の把握

- ・地域の重症心身障害児者の実情を把握
  - ・利用できる地域資源の把握
  - ・地域の資源マップの作成
- 課題の明確化



#### <平成24年度>

- ・北海道療育園
- ・下志津病院
- ・全国重症心身障害児（者）を守る会
- ・甲山福祉センター
- ・久留米市介護福祉サービス事業者協議会

#### <平成25年度>

- ・北海道療育園
- ・びわこ学園障害者支援センター
- ・大阪発達総合療育センターフェニックス
- ・重症児・者福祉医療施設 鈴が峰
- ・南愛媛療育センター

### ② 協議の場の設定

- ・目的に沿って有効な支援を図ることができる構成員を選定（当事者、行政、医療、福祉、教育等関係機関等）
- ・検討内容は、実情把握、地域資源の評価、必要な支援体制の構築、運営、評価、改善
- ・多様な形態（障害者総合支援法に基づく協議会の専門部会、ショートステイ連絡協議等）

### ③ コーディネートする者の配置

- ・福祉と医療に知見のある者を配置（相談支援専門員と看護師がペアを組む、相談支援専門員に看護師を置く等）

### ④ 協働体制を強化する工夫

- ・支援の届かない地域の施設等との相互交換研修や出前研修の実施（実技研修が有効）
- ・地域の相談支援事業所の後方支援（相談支援専門員等に向けたセミナーの開催、調査等）

### ⑤ 地域住民への啓発

- ・重症心身障害児者の生活を知ってもらうために、講演会やドキュメンタリー映画の上映会の開催
- ・重症心身障害児者や家族のエンパワメントを視野に入れたイベントの開催

### ⑥ 重症心身障害児者や家族に対する支援

- ・「アセスメント」「計画支援」「モニタリング」 ★ツール1
- ・保護者の学びの場の提供（家族介護教室等）
- ・重症心身障害児者のきょうだい支援（きょうだいキャンプ）
- ・家族のレスパイト支援（ショートステイ）
- ・重症心身障害児者のケアホーム利用
- ・地域の既存資源の再資源化
- ・中山間地域の支援（ICTの活用、巡回相談）
- ・ライフステージに応じた支援 ★ツール2
- ・病院からの退院支援 ★ツール3
- ・退院後の生活に関する病院と家族の意識の違いを埋める
- ・病院退院後のニーズと支援（退院後の訪問看護等ニーズに対応）

- 支援ツールの例（平成24年度報告書に掲載）
- ★1『重症心身障害児者のアセスメントシート』
  - ★2『重症心身障害児者のライフサイクル別検討シート』
  - ★3『NICUから地域移行に向けての支援ガイド』

#### <平成26年度>

- ・東京都病院
- ・あきやまケアルーム
- ・長良医療センター
- ・浜松市発達医療総合福祉センター
- ・あすか山訪問看護ステーション

# 重症心身障害児者支援体制整備モデル事業（平成27年度）

予算額 8,850千円

重症心身障害児者への支援の強化・充実を図るため、地域の中核となる重症心身障害児者支援センターを設置し、市町村・事業所等への支援、医療機関との連携等を行い、地域全体における重層的な支援体制の構築を図る取組みを進める都道府県・指定都市・児童相談所設置市に対して補助を実施する。

※将来的には、全ての都道府県・指定都市・児相設置市の設置を目指す

## 重症心身障害児者支援センター



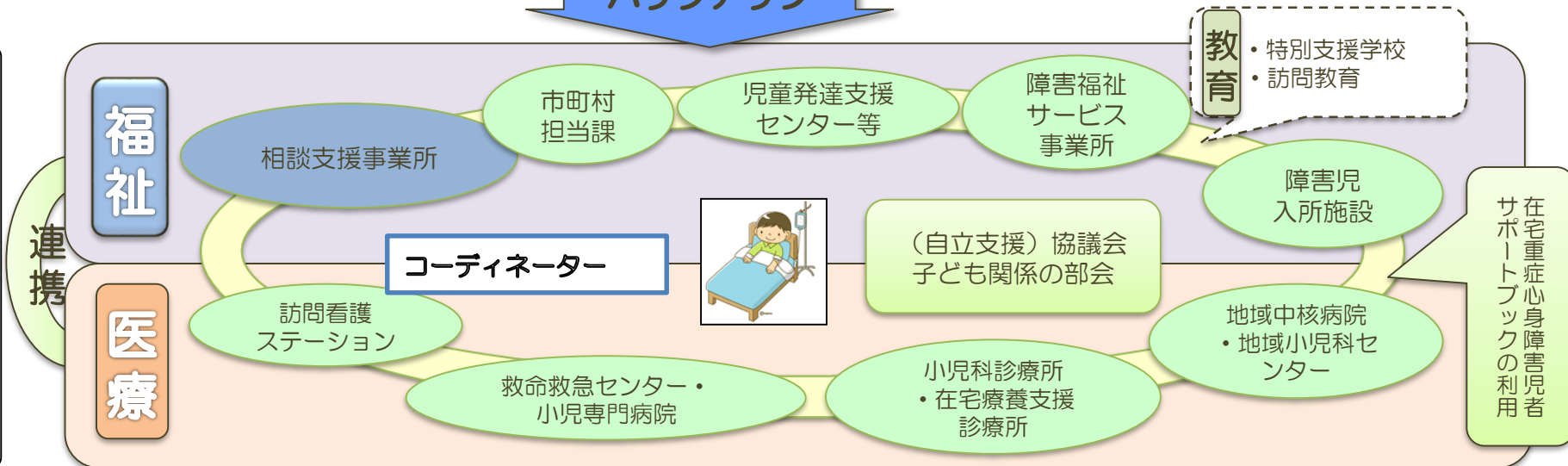
重症心身障害児者支援  
スーパーバイザー（仮称）

- 都道府県全体の支援体制構築
- 市町村・広域のバックアップ
- スーパーバイズ機能
  - ・市町村、事業所等の支援
  - ・新規資源の開拓（既存施設、インフォーマル・サービス等）
  - ・地域住民に対する情報提供
- 重症心身障害児者支援者とコーディネーターの育成・登録管理

## バックアップ

都道府県等

市町村・広域





# 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

## 趣旨

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

## 概要

### 1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

### 2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

### 3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

## 施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については平成28年6月3日施行）

# 居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

## 対象者

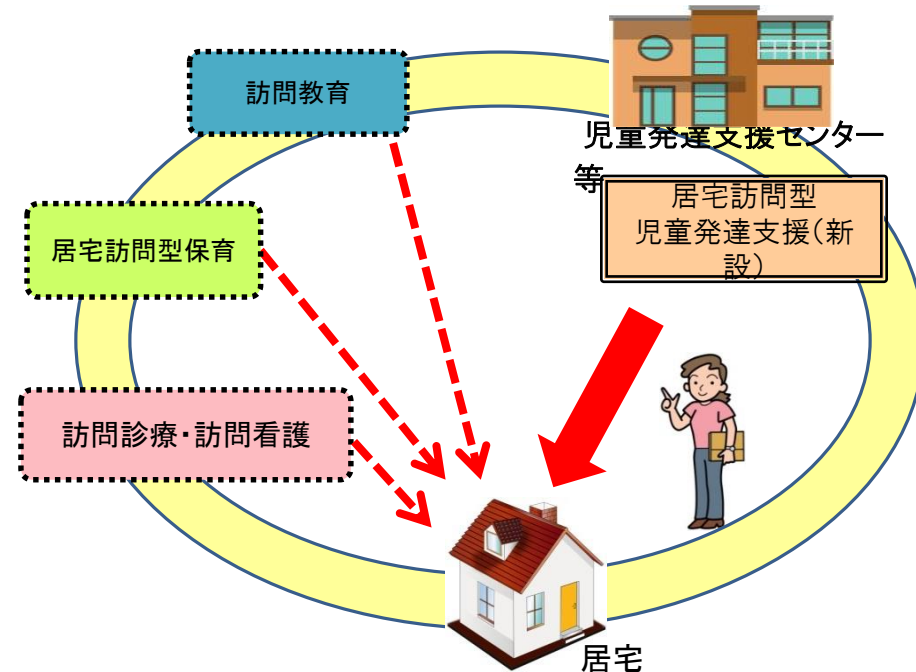
- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

## 支援内容

- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

### 【具体的な支援内容の例】

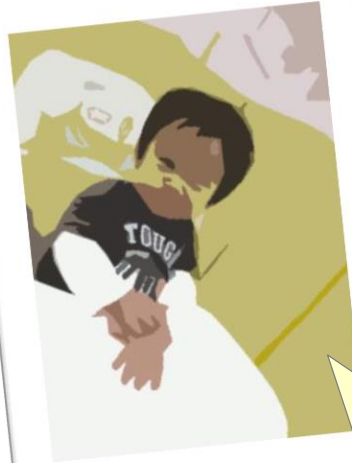
- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

# 医療的ケア児について

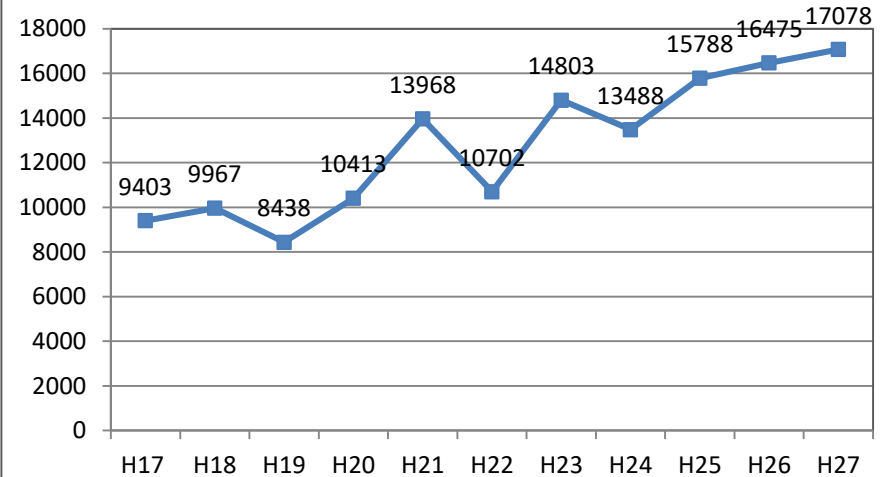
- 医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。
- 全国の医療的ケア児は約1.7万人〈推計〉 [平成28年厚生労働科学研究田村班中間報告]



- 歩ける医療的ケア児から寝たきりの重症心身障害児※1までいる。
- 生きていくために日常的な医療的ケアと医療機器が必要  
例) 気管切開部の管理、人工呼吸器の管理、吸引、在宅酸素療法、胃瘻・腸瘻・胃管からの経管栄養、中心静脈栄養 等

※1: 重症心身障害児とは重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どものこと。全国で約43,000人(者も含まれている)。[岡田.2012推計値]

## 医療的ケア児数



(平成28年度厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」の中間報告)

**児童福祉法の改正** (平成28年5月25日成立・同年6月3日公布)

### 第五十六条の六第二項

「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるように努めなければならない。」

\* 画像転用禁止

# 地域における医療的ケア児の支援体制の整備

- 医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児(医療的ケア児)が増加。
- 平成28年5月25日成立・同年6月3日公布の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」において、地方公共団体に対し、医療的ケア児が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制整備に関する努力義務を規定(児童福祉法第56条の6第2項)(本規定は公布日施行)
- 「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」(平成28年6月3日関係府省部局長連名通知)を地方公共団体等に発出し、連携体制の構築を推進。

地方公共団体	
保健	医療
障害福祉	保育
教育	その他

## 地方公共団体の関係課室等の連携

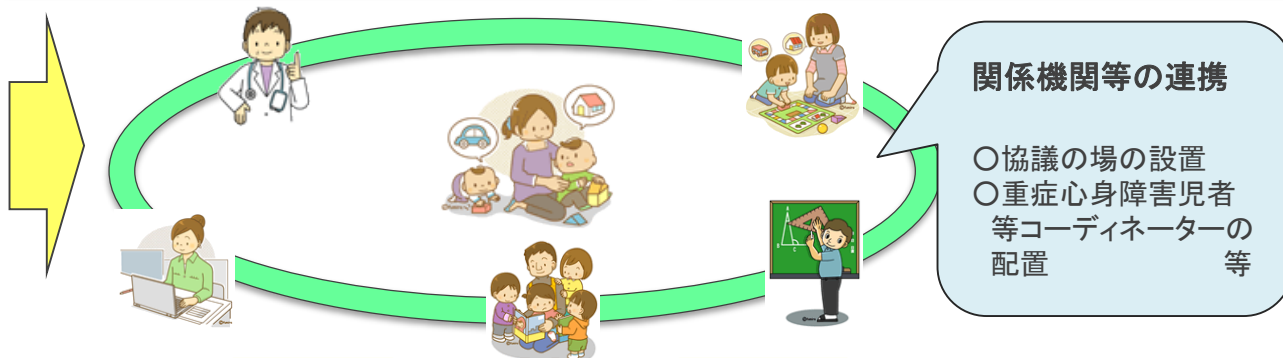
- 関係課室等の連携体制の確保
- 日頃から相談・連携できる関係性の構築
- 先駆的に取り組んでいる地方公共団体の事例を参考としつつ推進 等

## 医療関係

- 訪問診療や訪問看護等医療を受けながら生活することができる体制の整備の確保
- 小児在宅医療従事者育成のための研修会の実施 等

## 障害福祉関係

- 障害児福祉計画等を利用しながら計画的な体制整備
- 医療的ケアに対応できる短期入所や障害児通所支援等の確保 等



## 関係機関等の連携

- 協議の場の設置
- 重症心身障害児者等コーディネーターの配置 等

## 保健関係

- 母子保健施策を通じて把握した医療的ケア児の保護者等への情報提供 等

## 保育関係

- 保育所等、幼稚園、認定こども園における子どもの対応や保護者の意向、受入体制などを勘案した受入や医療的ケア児のニーズを踏まえた対応 等

## 教育関係

- 学校に看護師等の配置
- 乳幼児から学校卒業後までの一貫した教育相談体制の整備
- 医療的ケアに対応するための体制整備(看護師等の研修)等

# 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

○ 児童福祉法に基づく障害児通所・入所支援などについて、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村において障害児福祉計画を策定する等の見直しを行う。

※ 現在、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスについては、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村が障害福祉計画を策定し、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定。

## 具体的内容

### 【基本指針】

○ 厚生労働大臣は、障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の整備や円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める。

### 【障害児福祉計画】

○ 市町村・都道府県は、基本指針に即して、障害児福祉計画を策定する。

#### （市町村障害児福祉計画）

- ・障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

#### （都道府県障害児福祉計画）

- ・障害児通所・入所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・都道府県が定める区域ごとに、当該区域における各年度の自治体が指定する障害児通所支援や障害児相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・各年度の障害児入所施設の必要入所定員総数

※上記の基本指針、市町村障害児福祉計画、都道府県障害児福祉計画は、障害者総合支援法に基づく基本指針、市町村障害福祉計画、都道府県障害福祉計画と一体のものとして策定することができる。

○ 放課後等デイサービス等の障害児通所支援や障害児入所支援については、都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき（計画に定めるサービスの必要な量に達している場合等）、都道府県は事業所等の指定をしないことができる。

# 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (医療的ケア児に関する部分抜粋)

## 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

項目	内容
<p>四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方</p>	<p>4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備</p> <p>(一) <b>重症心身障害児に対する支援体制の充実</b> 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるように、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図る。</p> <p>(二) <b>医療的ケア児に対する支援体制の充実</b> 医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように、障害児支援等の充実を図る。さらに、心身の状況に応じた保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援が受けられるよう、保健所、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校等の関係者が連携を図るための協議の場を設けること等により、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築することが重要である。なお、この場においては、医療的ケア児の支援が学齢期から成人期に円滑に引き継がれるよう、協議していくことが必要である。 加えて、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、市町村においては、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進することが必要である。このコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するといった役割を担っている。なお、市町村単独での配置が困難な場合には、圏域での配置であっても差し支えない。</p>

## 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

項目	成果目標
<p>五 障害児支援の提供体制の整備等</p>	<p>○平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。</p> <p>○平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。</p>

## (項) 障害保健福祉費

### (目) 地域生活支援事業費等補助金

平成30年度要求額：68,139千円

#### 目的

○ 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や重症心身障害児等（以下「医療的ケア児等」という。）が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活 支援の向上を図ることを目的とする。

#### 事業内容

##### (1) 医療的ケア児等を支援する人材の養成

地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後児童クラブ及び学校等において医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修や、医療的ケア児等の支援を総合調整する者（以下「コーディネーター」という。）を養成するための研修を実施する。

##### (2) 協議の場の設置

地域において医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の各分野の関係機関及び当事者団体等から構成される協議の場を設置する。協議の場では、現状把握・分析、連絡調整、支援内容の協議等、地域全体の医療的ケア児等の支援に関する課題と対応策の検討等を行う。

【支援者・コーディネーター】  
障害児相談支援事業所等の職員等に対する研修を行い、医療的ケア児等を支援する者の育成の推進を行う

育成

市町村

育成

協議の場の設置  
・現状把握・分析  
・支援の連携  
・資源の開拓  
・地域住民への情報提供  
など

など

コーディネーター



## 目的

○ 医療技術の進歩等を背景に、医療的ケアを必要とする障害児（重症心身障害児含む。以下「医療的ケア児」という。）は増加傾向にあるが、日中一時支援及び障害児通所支援事業所等（以下「事業所等」という。）で医療的ケアができる環境整備がされていないことや事業所等に配置されている看護師等の人材が医療的ケア児に対応できない場合が多いこと等により、医療的ケア児の受け入れ場所が少ない状況にある。このため、事業所等において医療的ケア児の受け入れを促進し、必要な支援の提供が可能となる体制を整備し、医療的ケア児の生活の向上を図る。

## 事業内容

### (1) 併行通園の促進（拡充）

障害児通所支援事業所に通所する医療的ケア児について、保育所や放課後児童クラブとの併行通園を提案し、受入のための調整や事前準備及び受入の際のバックアップを行い、その実施方法について検証し、手順書の作成を行う。

### (2) 人材育成

医療的ケア児等支援者養成研修の実施や喀痰吸引等研修における障害児通所支援事業所職員等の受講促進などにより、医療的ケア児の支援経験がない障害児通所支援事業所等の職員の医療的ケアの知識・技能習得を図る。

### (3) 体制整備の促進

地域の子ども・子育て会議や自立支援協議会等において、緊急時の対応マニュアルの作成、責任の所在の明確化等の医療的ケア児の日中活動の支援体制について検討を行う。

### (1) 併行通園の促進の例





# 医療型短期入所事業所開設支援※都道府県事業(指定都市、中核市も可)

## (項) 障害保健福祉費

### (目) 地域生活支援事業費等補助金

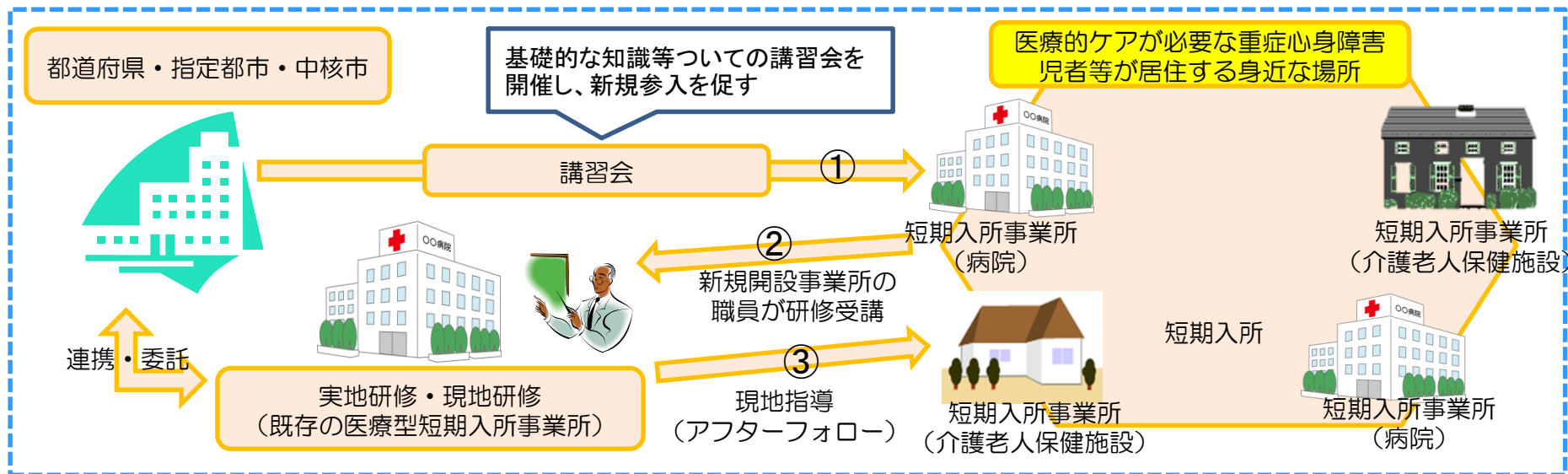
平成30年度概算要求：507億円の内数

#### 目的

- 医療型短期入所事業の対象である重症心身障害児者等が身近な地域で短期入所を利用できるよう、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援し、重症心身障害児者等が在宅で安心した生活を送れるよう支援の充実を図ることを目的とする。

#### 事業内容

- 1) 新規開設に向けた医療機関等に対する講習等  
医療型短期入所事業所の新規開設に向けて、医療機関や介護老人保健施設等に対し、重症心身障害児者等に対する支援の基礎的な知識や、既存施設の短期入所における支援事例などについての講習等を実施する。
- 2) 新規開設事業所の職員に対する研修等  
新規開設事業所の職員に対し、重症心身障害児者等の障害特性に関する知識や支援技術の習得を図るための実地研修等を実施する。  
例えば、新規開設事業所と既に医療型短期入所事業を実施している施設との間で、職員を相互に交換する研修を実施することなどが考えられる。



# 医療的ケア児等医療情報共有サービスのイメージ

平成28年度 「ICTを活用した重症心身障害児者の医療情報等の共有に向けた調査研究事業」

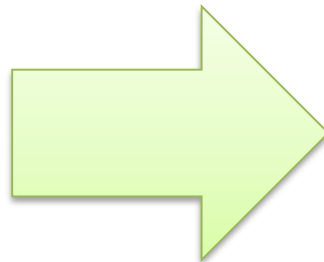
平成29年度 「医療的ケア児等医療情報共有基盤構築に係る調査研究」

医療的ケアが必要な障害児等の救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際にも、医師が迅速に必要な患者情報を共有できるようにし、どこにいても適切な対応を受けられるようにする。これにより今まで旅行にでかけることも躊躇することがあったと思われる家族が安心して出かけることが可能になることが期待される。



## 《平成29年度事業実施内容》

- ① 医療的ケア児等の医療情報共有基盤の構築
- ② 事例による検証
- ③ 救急対応に関するヒアリングと検証
- ④ 検討会の開催
- ⑤ 実証・検証結果からの提言



## 《平成30年度要求内容》要求額:247,900千円

- ① 平成29年度の実証で得られた課題・問題点を解決するためのシステム改修
- ② 改修したシステムを活用し、全国規模での実施

# 障害児支援について

# 平成24年度の児童福祉法改正による障害児施設・事業の一元化

○ 障害児支援の強化を図るため、従来の障害種別で分かれていた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。

<< 障害者自立支援法 >> 【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >> 【都道府県】

知的障害児通園施設

難聴幼児通園施設

肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児(者)通園事業(補助事業)

知的障害児施設  
第一種自閉症児施設(医)  
第二種自閉症児施設

盲児施設  
ろうあ児施設

肢体不自由児施設(医)  
肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

通所サービス

入所サービス

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

<< 児童福祉法 >> 【市町村】

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

# 児童発達支援の概要

- 従来の各障害別に分かれていた障害児通園施設・事業については、「児童発達支援」に一元化し、様々な障害があっても身近な地域で適切な支援が受けられるようにする。
- 児童発達支援には、従来の事業形態等を踏まえて、①児童福祉施設として位置づけられる児童発達支援センター、②その他の児童発達支援事業の2類型。

## 1. 各障害別から3障害対応

- ・身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）  
\* 手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象
- ・障害特性へのきめ細かい配慮を行いつつ、様々な障害を受け入れ通所支援を提供  
\* 3障害対応を原則とするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

## 2. 地域支援体制の強化

### (1) 児童発達支援センター

- ◆ 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、
  - ①地域にいる障害児や家族への支援、
  - ②地域の障害児を預かる施設に対する支援を実施するなどの地域支援を実施
- ◆ 関係機関等と連携を図りながら重層的な支援を提供するとともに、児童発達支援事業との支援ネットワークを形成するなど、地域支援体制を強化

### (2) 児童発達支援事業

- ◇ 専ら通所利用の障害児に対する支援を行う身近な療育の場として位置づけ
- ◇ 児童発達支援センターよりも緩やかな実施基準とし、児童発達支援事業の設置を促進
- ◇ 児童発達支援センターとの支援ネットワークより地域をカバー（児童発達支援センターからの支援等により質も向上）

## 3. 小規模ニーズへの対応

利用定員を10人以上（\*重症心身障害児(者)通園事業からの移行の児童発達支援事業の場合は5人以上）



# 今後の障害児支援の在り方について

～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～

平成26年7月16日  
障害児支援の在り方に関する検討会

## 基本理念

- 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮
- 障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮

障害児本人の最善の利益の保障

家族支援の重視

## 地域における「縦横連携」の推進

- ライフステージに応じた切れ目の無い支援（縦の連携）
- 保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立（横の連携）

相談支援の  
推進

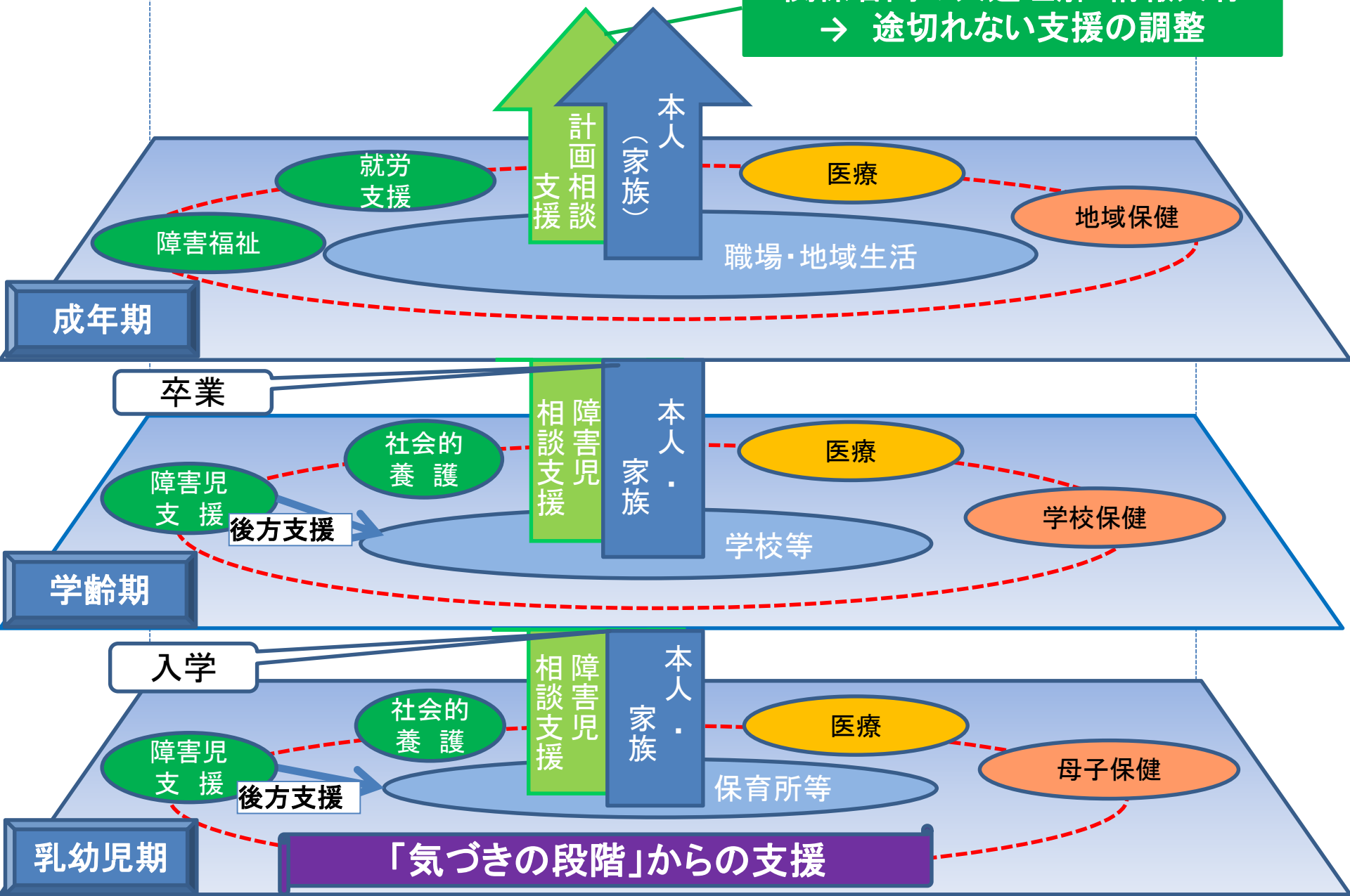
支援に関する  
情報の共有化

児童相談所等と  
の連携

支援者の専門性  
の向上等

# 地域における「縦横連携」のイメージ

関係者間の共通理解・情報共有  
→ 途切れない支援の調整





## <報告書提言の主な内容(1)>

### ① 地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり

- 児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制(各センターによる保育所等訪問支援・障害児相談支援の実施等)
- 保育所等訪問支援等の充実、入所施設への有期・有目的入所の検討
- 障害児相談支援の役割の拡充、ワンストップ対応を目指した子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業」との連携
- (自立支援)協議会の活性化、支援に関する情報の共有化を目的とした「サポートファイル」の活用
- 障害福祉計画における障害児支援の記載義務の法定化

### ② 「縦横連携」によるライフステージごとの個別の支援の充実

- ライフステージごとの支援(乳幼児期、小学校入学前、学齢期、卒業後)
- 保護者の「気づき」の段階からの支援、保育所等での丁寧なフォローによる専門的な支援へのつなぎ、障害児等療育支援事業等の活用
- 教育支援委員会や学校等との連携、卒業後を見据えた就労移行支援事業所等との連携

## <報告書提言の主な内容(2)>

### ③ 特別に配慮された支援が必要な障害児のための医療・福祉の連携

- 福祉の専門家だけでは適切に対応できないことを念頭に置いた医療・福祉の連携、医療機関や入所施設の専門性を活用した研修の実施
- 強度行動障害支援者養成研修の推進、重症心身障害児者の地域支援のコーディネート機能を持つ中核機関の整備に向けた検討

### ④ 家族支援の充実

- ペアレント・トレーニングの推進、精神面のケア、ケアを一時的に代行する支援、保護者の就労のための支援、家族の活動、障害児のきょうだい支援

### ⑤ 個々のサービスの質のさらなる確保

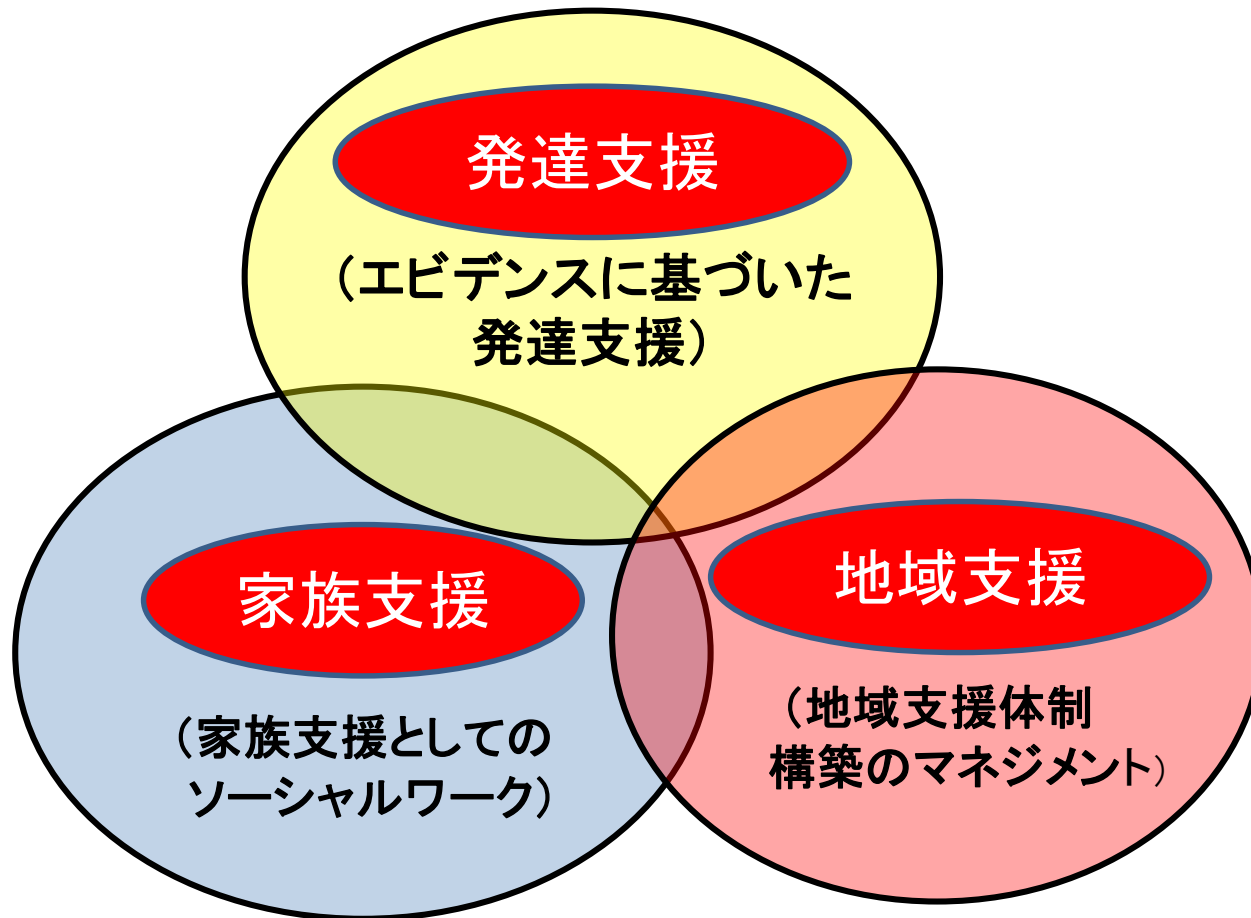
- 一元化を踏まえた職員配置等の検討、放課後等デイサービス等の障害児支援に関するガイドラインの策定
- 児童養護施設等の対応を踏まえた障害児入所施設の環境改善及び措置入所を含めた障害児入所支援の在り方の検討

→ 子ども・子育て支援及び障害児支援の計画的進展のための関連部門の連携

# 児童発達支援ガイドラインを読む

# 障害児支援の3つの要素

(児童発達支援の専門性?)



# ～新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン～

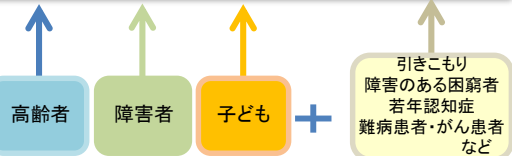
平成27年9月17日  
新たな福祉サービスのシステム等のあり  
方検討プロジェクトチーム・幹事会資料

## 4つの改革

### 新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、  
支援調整の組み立て+資源開発



○地域により  
・ワンストップ型  
・連携強化型 } による対応

○地域をフィールドに、  
保健福祉と雇用や  
農業、教育など  
異分野とも連携

誰もがその  
ニーズに  
合った支援  
を受けられ  
る地域づくり

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
- ・ 運営ノウハウの共有
- ・ 規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

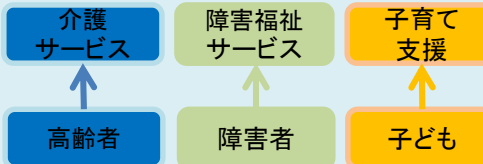
サービス提供の  
ほか地域づくりの  
拠点としても活用

### 背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野  
横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や  
人材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

# 暮らしと生きがいをともに創る「地域共生社会」

平成28年4月26日  
一億総活躍国民会議  
提出資料

## 【地域共生社会の好循環】

子ども

高齢者などと日常的に関わり合いながら暮らし、健全な成長に効果。

高齢者

子育て支援などで役割を持つことが、予防に効果。

障害者

活躍する場を持つことが、自立・自己実現に効果。

### 地域の実践例①：「富山型デイサービス」（富山県）

- 介護保険の指定通所介護事業所を母体として、障害者総合支援の就労継続支援B型の事業を実施する。
- 高齢者だけでなく、障害者、子どもなど、多様な利用者が共に暮らし、支え合うことでお互いの暮らしが豊かになる。
- 子どもと関わることで、高齢者のリハビリや障害者の自立・自己実現に良い効果を生む。



施設を訪問した際に障害者の方からいただいたプレゼント



### 地域の実践例②：「おじゃまる広場」など（三重県名張市）

- 名張市では、子ども・高齢者・障害者の誰もが活躍できる場を作り出し、好循環を生み出す仕組みを構築。
- 高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画し活躍。子どもも高齢者や障害者に元気を与えて活躍。（「おじゃまる広場」、「子ども支援センター」など）
- このほか、「まちの保健室」は、介護・生活・子育てなどワンストップの相談窓口、地域づくりと地域福祉の総合的拠点として機能。



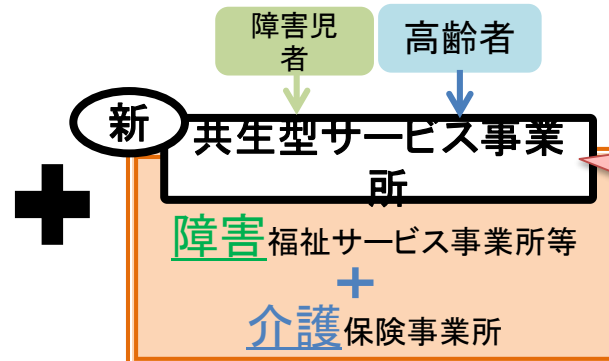
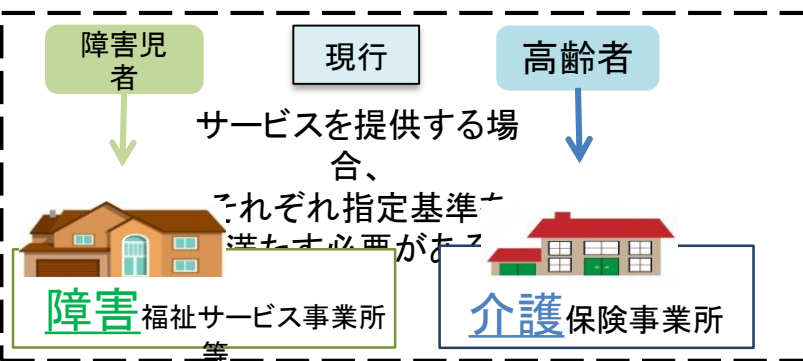
「つつおじゃまる広場」の光景：高齢者がボランティアとして、子育て支援・親子の孤立防止に活躍

「子ども支援センターかがやき」では、高齢者や障害者が子育て家庭の支援で活躍



# 共生型サービスの趣旨等

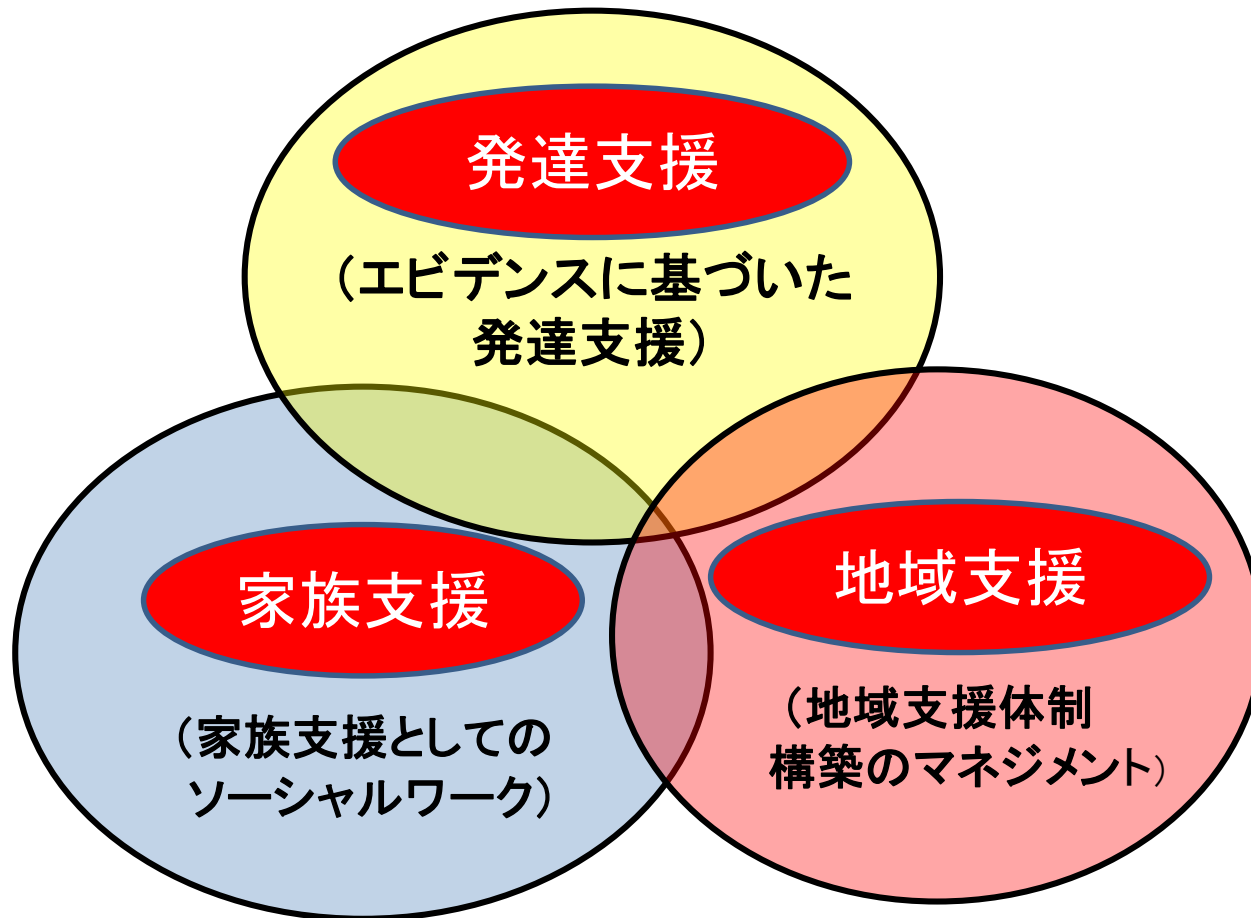
- 平成29年の障害者総合支援法等改正（地域包括ケア強化法）では、
  - ① 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする、
  - ② 地域の実情に合わせて（特に中山間地域など）、限られた福祉人材の有効活用という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を介護保険、障害福祉それぞれに位置付けた。
- 法律上は、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の居宅・日中活動系サービスの指定も受けやすくする、「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定の特例」を設けたもの。
- 「（共生型）居宅・日中活動系サービスの指定」を受ける場合の基準は、省令で定めることになっている。



介護保険サービス事業所等であれば、障害福祉サービス事業所の指定も受けやすくする特例を設ける。  
※逆も同じ

# 障害児支援の3つの要素

(児童発達支援の専門性?)

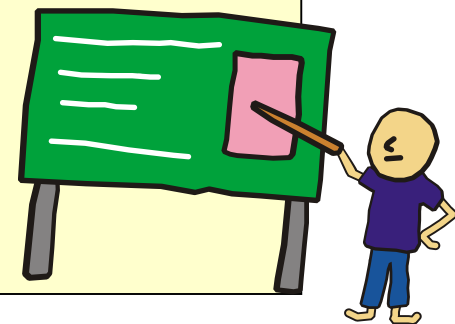




# 児童発達支援の専門性とは？

**児童指導員や保育士**が、さまざまな専門職や関係機関と連携してチームを組んで支援していくことが重要。対等な立場で協働するためには、その基盤となる専門性が必要となる。

→ 多分野協働 (interdisciplinary)



# 障害児支援施策の見直しの考え方

改革の背景

少子化社会の進展  
(子育て不安の増加)

障害者自立支援法の施行  
(障害者の自立と共生社会の実現)

特別支援教育の実施  
(一般校での受入れ促進)

発達障害者支援法の施行  
(「新たな」障害への対応)

改革の方向性

## 「自立と共生」の子育て

- ①障害のある子どもの**将来の自立**を目指し、発達支援や家族支援を通じて「子育て」を支援
- ②障害のある子どもが、他の子どもと共に「**遊び・学び・活動する**」共生社会を実現

基本的な視点

本人の自立を支援するための**発達支援**

子どもの**ライフステージ**に応じた一貫した支援

できるだけ**身近な地域・一般施策**における支援  
～サービス提供主体及び行政～

障害児の**家族**を含めたトータルな**支援**

検討事項

早期発見・早期対応

就学前の支援

学齢期・青年期の支援

家族支援

行政の実施主体

～ライフステージに応じた一貫した支援～

可能な限り健常児と共に育つ環境へ

# 発達障害者支援法の改正(2016年5月)

## I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進（知的障害を検討）
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進（情報共有の促進）
- 発達障害者支援の部局相互の緊密な連携の確保（福祉と教育の連携強化）

## II 概要

**定義：発達障害＝広汎性発達障害(自閉症等)、学習障害、注意欠陥多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害**

乳幼児健診等による  
早期発見  
就学時検診における  
発見

早期の発達支援  
専門的発達支援

特別支援教育体制の  
推進  
6%  
一、小中学校児童・生徒の

放課後児童健全育成  
事業の利用

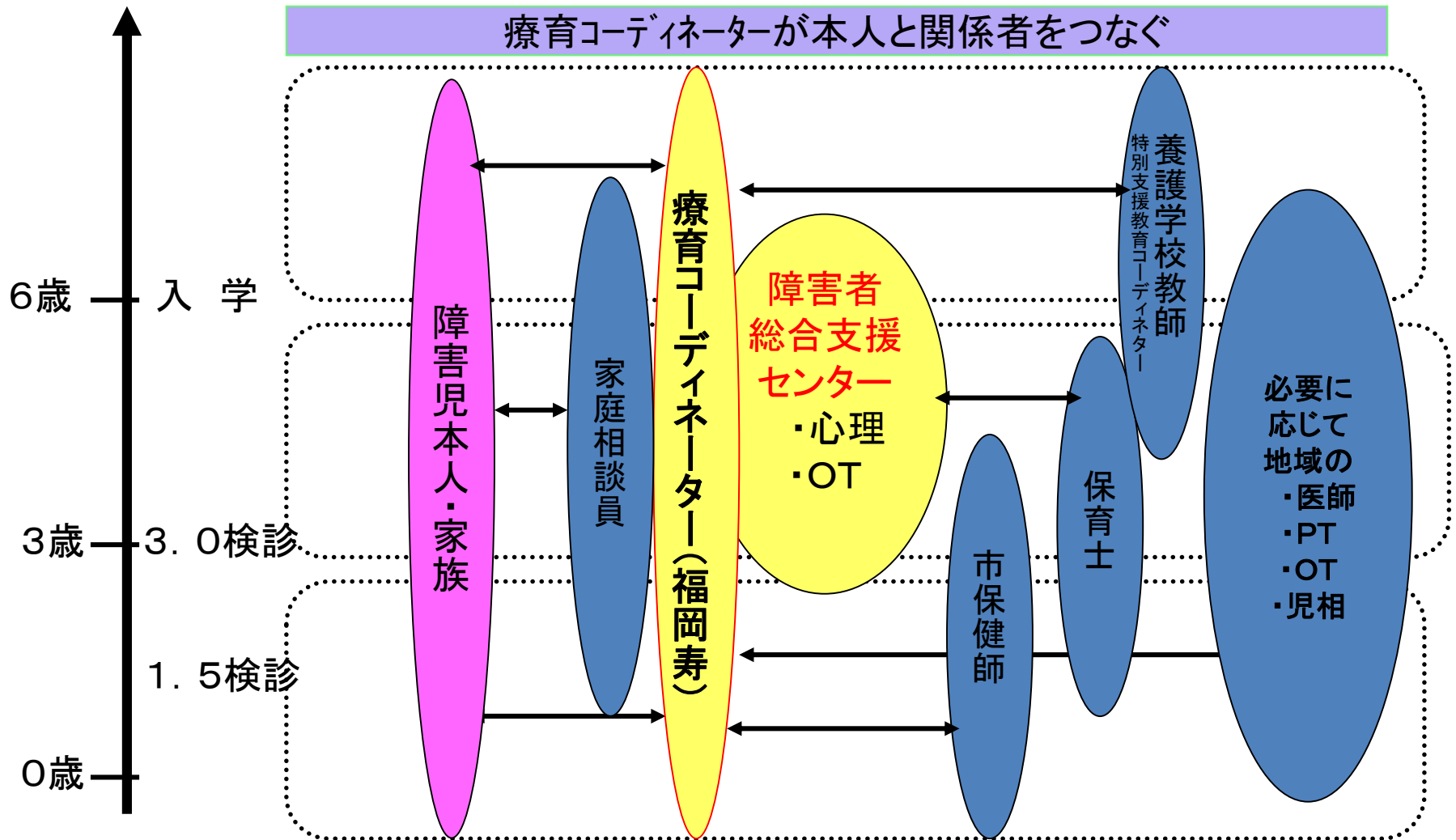
発達障害者の特性に  
応じた適切な就労の  
機会の確保

発達障害者の権利  
擁護  
地域における自立し  
た生活の支援

発達障害者支援センター 専門的な医療機関の確保（都道府県）

専門的知識を有する人材確保 調査研究（国）

# 障害児支援のシステム ～中野市の場合（相談支援型）～



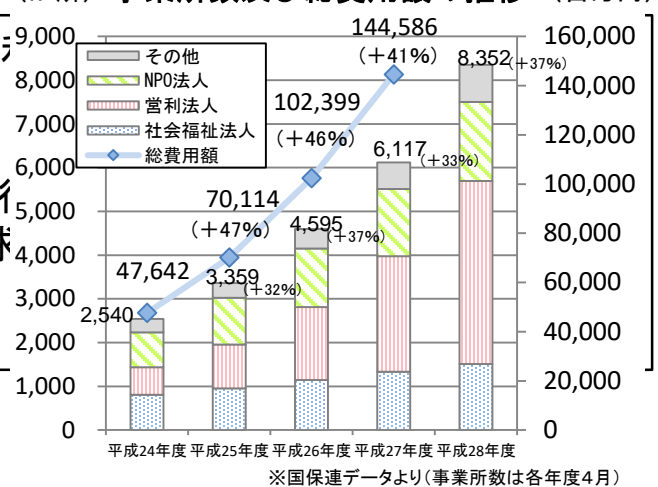
# 放課後等デイサービスの見直しについて

## 1 現状・課題

- 放課後等デイサービスについては、平成24年4月の制度創設以降、者、費用、事業所の数が大幅に増加している。
- 一方、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援※を1事業所が増えているとの指摘があり、支援内容の適正化と質の向上が求められている。

※例えば、テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ

(か所) 事業所数及び総費用額の推移 (百万円)



## 2 これまでの対応

時期	対応内容
平成27年4月	○放課後等デイサービスガイドラインの作成・公表
平成28年3月	○支給決定の適正化に向けた留意事項通知(H28.3.7障害福祉課長通知) ①指定障害児通所支援事業者の指導の徹底(支援の提供拒否の禁止などの運営基準の遵守) ②放課後等デイサービスガイドラインの活用の周知徹底、自己評価結果の公表状況の把握に努める ③障害児通所給付費等の通所給付決定の適正化 ・一般施策を含めた適切な支援体制の構築、環境整備を行う ・支給量の目安(支給量は、原則として各月の日数から8日を控除した日数を上限)を示し、上限を超える場合は、市町村において支給の必要性を確認する ・主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること
平成28年6月	○障害福祉サービス等の不正請求等への対応について(監査の強化等)(H28.6.20事務連絡) ・営利法人及び新規の放課後等デイサービス事業所の重点的な実地指導の実施等 ・放課後等デイサービスの指導監査の実施状況等について、当面の間、四半期ごとに厚生労働省に報告する

# 児童発達支援

## 【法的規定】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。

## 【利用者像】

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児（学齢期の児童も排除していない）

## 【サービス内容等？】

○発達支援  
○地域支援

○家族支援  
○その他の支援（移行支援？）

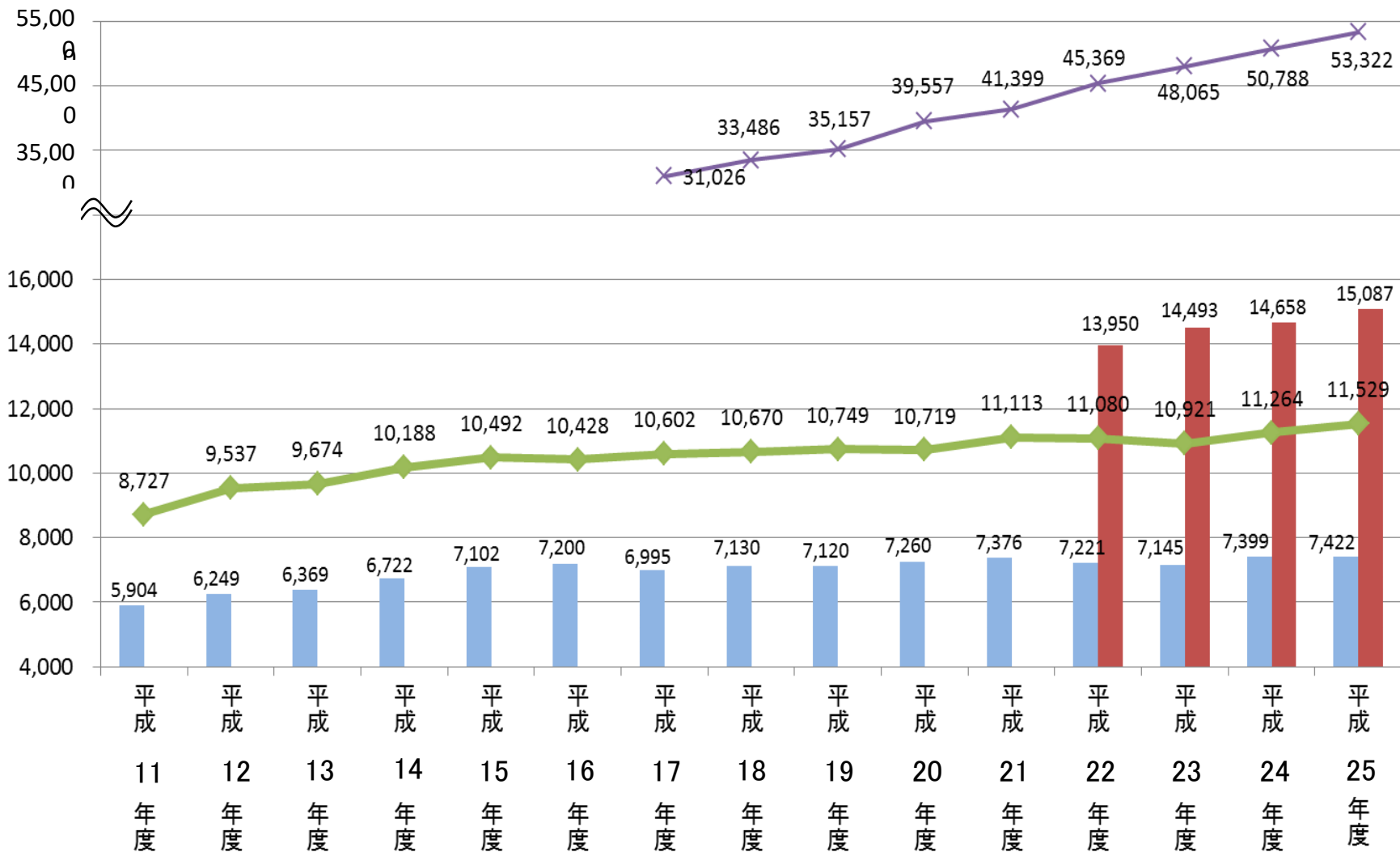
提供すべき標準的なサービス（支援）とは？

児童指導員や保育士が行う支援とは？

# 指定障害児通所支援事業者等の一般原則

1. 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（「通所支援計画」という）を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
- 2 事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
- 3 事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

# 保育所における障害児の受け入れ状況



■ 障害児を受け入れている保育所の箇所数 (特別児童扶養手当対象児童)
 ■ 障害児を受け入れている保育所の箇所数
 ◆ 障害児数 (特別児童扶養手当支給対象児童)
 × 障害児数 (総数)



# 保育所保育指針との関係

- ・児童発達支援から保育所へのスムーズな移行を考えれば整合性は必須となる。
- ・一方、同じであれば、児童発達支援の独自性・専門性は失われる。最初から保育所でよい。児童発達支援の消失。
- ・あるいは、保育所等訪問のアウトリーチの専門性で生き残るか？その際、建物中心のセンターはいらない。
- ・専門性というとき、一番肝心な保育所指針には、子どもの発達およびニーズのアセスメントが欠如している。アセスメントとそれに基づいた支援方法なき専門性は成り立たない。
- ・どちらにしろ、児童発達支援の専門性が問われている。それも児童指導員と保育士の立場から。

# ポーターページプログラムの特徴

## 特徴

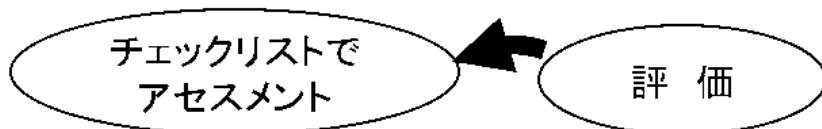
- ① 一人ひとりの子どもの発達に応じたアプローチをする個別プログラムである。
- ② 親が指導の中心となって、主に家庭などで日常生活の中で指導を行う。
- ③ 応用行動分析の原理を用いて、指導の目標や結果を正確に記録しながら、行動目標行動目標の達成を目指す。

## 親支援

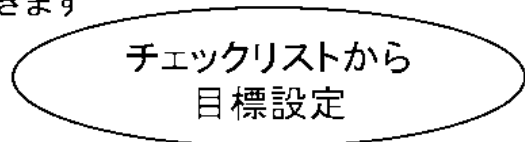
・ポーターページプログラムの指導は、三つの部分から構成されています。一つは、チェックリストを使ったアセスメントにもとづいて選びだされた行動目標の指導。二つ目は、その行動目標を日常生活の場面で応用(般化)し、維持し定着させる指導。三つ目は、親に家庭での指導が円滑に行えるように援助をする指導。ポーターページ相談員は親がかかえている問題にも積極的にかかわりながら相談を行います。

# アセスメント—指導—評価の循環過程

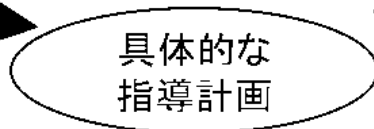
フィードバック



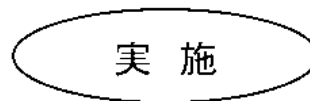
子どもの発達が目に見え、それをスタッフ間、保護者で共有できます



子どもに合った目標をチェックリストから選び、**個別の支援計画**をたてます



どのように指導し目標を達成するのか、子どもに合わせてスモールステップのための**課題分析**を行います  
活動カードが参考になります



記録をとります

日常生活の中で無理なく、保護者と共に取り組めます  
指導には**応用行動分析学 (ABA)**の原理を適用します

# アセスメントの5領域

- ・社会性 (84項目)
  - ・言語 (92項目)
  - ・身辺自立(105項目)
  - ・認知 (111項目)
  - ・運動 (139項目)
- (乳児期の発達(45項目))

# 児童発達支援に関するガイドライン策定検討会

障害児通所支援の一つで、主に乳幼児の発達支援を行う「児童発達支援」について、支援の質の確保及びその向上を図り、障害児本人のための発達支援を提供していくため、有識者、関係者の参集を得て、児童発達支援ガイドラインを策定する。

## 【ガイドライン策定の目的】

児童発達支援が提供すべき支援の内容を示し、支援の一定の質を担保するための全国共通の枠組みを策定

## 【支援の評価に活用】

保護者や事業者、自治体が個別支援計画や実際の支援内容をチェック・評価することで、児童発達支援の質を確保

## 【スケジュール】

- ・開催状況：検討会を5回実施（予定）  
（平成28年11月28日（第1回）、12月26日（第2回）、平成29年2月21日（第3回）、  
4月11日（第4回）、5月23日（第5回）（予定））
- ・平成29年6月末を目途に児童発達支援ガイドラインを策定、発出（予定）

## 【児童発達支援に関するガイドライン策定検討会 構成員名簿】

石橋 大吾	一般財団法人全日本ろうあ連盟理事	戸枝 陽基	全国医療的ケア児者支援協議会代表
◎大塚 晃	上智大学総合人間科学部教授	樋口 てるみ	全国重症心身障害児(者)を守る会
北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会理事	福島 龍三郎	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク
小林 真理子	一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長	理事	
鈴木 麻記子	全国重症心身障害日中活動支援協議会	本田 睦子	特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネット
高橋 弥生	社会福祉法人日本盲人会連合	ワーク	
田中 正博	全国手をつなぐ育成会連合会総括	松井 剛太	香川大学教育学部准教授
○柘植 雅義	筑波大学教授(人間系障害科学域知的・発達・ 行動障害学分野)	御代川 栄子	一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
		理事	
♀井 正次	中京大学現代社会学部教授	山根 希代子	一般社団法人全国児童発達支援協議会理事
		吉田 祥子	全国特別支援教育推進連盟常任理事

# 「児童発達支援ガイドライン」の概要(案)

- 第1章から第6章及び別添の構成で、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所(以下「児童発達支援センター等」という。)における児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を記載している。
- 児童発達支援センター等は、ガイドラインを踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、その機能及び質の向上を図る。

## 第1章 総則

1. 目的
2. 障害児支援の基本理念
3. 児童発達支援の役割
4. 児童発達支援の原則
5. 障害のある子どもへの支援

## 第2章 児童発達支援の提供すべき支援

1. 発達支援
    - (1) 本人支援
      - 健康・生活
      - 運動・感覚
      - 認知・行動
      - 言語・コミュニケーション
      - 人間関係・社会性
    - (2) 移行支援
  2. 家族支援
  3. 地域支援
- ※児童発達支援計画に必要な支援内容を設定

## 第3章 児童発達支援計画の作成及び評価

1. 相談支援との連携
2. 児童発達支援計画の作成及び評価

## 第4章 関係機関との連携

1. 母子保健や医療機関等との連携
2. 保育所や幼稚園等との連携
3. 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等との連携
4. 学校や放課後等デイサービス事業所等との連携

## 第5章 児童発達支援の提供体制

1. 職員配置及び職員の役割
2. 施設及び設備
3. 定員
4. 衛生管理、安全対策
5. 適切な支援の提供
6. 保護者との関わり
7. 地域に開かれた事業運営
8. 秘密保持等

## 第6章 支援の質の向上と権利擁護

1. 支援の質の向上への取り組み
2. 権利擁護

## 【別添】事業所全体の自己評価の流れ

- [ステップ1] 職員による自己評価  
(事業所職員向け児童発達支援自己評価表)
- [ステップ2] 保護者等による評価  
(保護者等向け児童発達支援評価表)

- [ステップ3] 事業所全体による自己評価
- [ステップ4] 自己評価結果の公表  
(事業所の自己評価及び保護者等の評価結果の表)
- [ステップ5] 支援の改善

# 発達支援(本人支援)その1

## (ア)健康・生活

### a ねらい

- (a)健康状態の維持・改善
- (b)生活のリズムや生活習慣の形成
- (c)基本的な生活スキルの獲得

### b 支援内容

- (a)健康状態の把握
- (b)健康の増進
- (c)リハビリテーションの実施
- (d)基本的な生活スキルの獲得
- (e)構造化等により生活環境を整える

## (イ)運動・感覚

### a ねらい

- (a)姿勢と運動・動作の向上
- (b)姿勢と運動・動作の補助的手段の活用
- (c)保有する感覚の総合的な活用

### b 支援内容

- (a)姿勢と運動・動作の基本的技能の向上
- (b)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用
- (c)身体の移動能力の向上
- (d)保有する感覚の活用
- (e)感覚の補助及び代行手段の活用
- (f)感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)への対応

# 発達支援(本人支援)その2

## (ウ)認知・行動

### a ねらい

- (a) 認知の発達と行動の習得
- (b) 空間・時間、数等の概念形成の習得
- (c) 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得

### b 支援内容

- (a) 感覚や認知の活用
- (b) 知覚から行動への認知過程の発達
- (c) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成
- (d) 数量、大小、色等の習得
- (f) 行動障害への予防及び対応

## (エ)言語・コミュニケーション

### a ねらい

- (a) 言語の形成と活用
- (b) 言語の受容及び表出
- (c) コミュニケーションの基礎的能力の向上
- (d) コミュニケーション手段の選択と活用

### b 支援内容

- (a) 言語の形成と活用
- (b) 受容言語と表出言語の支援
- (c) 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得
- (e) 読み書き能力の向上のための支援
- (f) コミュニケーション機器の活用
- (g) 手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用



# 発達支援(本人支援)その3

(オ)人間関係・社会性

a ねらい

- (a)他者との関わり(人間関係)の形成
- (b)自己の理解と行動の調整
- (c)仲間づくりと集団への参加

b 支援内容

- (a)アタッチメント(愛着行動)の形成
- (b)模倣行動の支援
- (c)感覚運動遊びから象徴遊びへの支援
- (d)一人遊びから協同遊びへの支援
- (e)自己の理解とコントロールのための支援
- (f)集団への参加への支援

# 本人支援(移行支援)

## (ア)ねらい

- a 保育所等への配慮された移行支援
- b 移行先の保育所等との連携(支援内容等の共有や支援方法の伝達)
- c 移行先の保育所等への支援と支援体制の構築
- d 同年代の子どもとの仲間作り

## (イ)支援内容

- a 具体的な移行を想定した子どもの発達の評価
- b 合理的配慮を含めた移行に当たっての環境の評価
- c 具体的な移行先との調整
- d 家族への情報提供や移行先の見学調整
- e 移行先との援助方針や支援内容等の共有、支援方法の伝達
- f 子どもの情報・親の意向等についての移行先への伝達
- g=併行通園の場合は、利用日数や時間等の調整
- h 移行先の受け入れ体制づくりへの協力
- i 相談支援等による移行先への支援
- j 地域の保育所等や子育て支援サークルとの交流

# 家族支援

## ア ねらい

(ア) 家族からの相談に対する適切な助言やアタッチメント形成(愛着行動)等の支援

(イ) 家庭の子育て環境の整備

(ウ) 関係者・関係機関との連携による支援

## イ 支援内容

(ア) 子どもに関する情報の提供と定期的な支援調整

(イ) 子育て上の課題の聞きとりと必要な助言

(ウ) 子どもの発達上の課題についての気づきの促しとその後の支援

(エ) 子どもを支援する輪を広げるための橋渡し

(オ) 相談支援専門員との定期的な支援会議や支援計画の調整

(カ) 関係者・関係機関の連携による支援体制の構築

(キ) 家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の実施

(ク) 心理的カウンセリングの実施

(ケ) 家族の組織化と定期的な面会

(コ) 兄弟姉妹等の支援

# ペアレントトレーニング

回	前半(講義内容)	後半(講義内容)
第1回	オリエンテーション	サポートブック作り
第2回	行動の理解(ほめ方・しかり方)	
第3回	行動支援の基礎技能Ⅰ	目標設定シート及び手続き作成表の記入 ↓ 家庭での実習+記録 ↓ グループディスカッション(グループによる報告) ↓ 手続きの修正、および新たな目標設定シート および手続き作成表の記入
第4回	行動支援の基礎技能Ⅱ	
第5回	行動問題の理解と対応Ⅰ	
第6回	行動問題の理解と対応Ⅱ	
第7回	学校との連携について	
第8回	きょうだいの支援について	
第9回	まとめ	

グループによる連続講座型のペアレントトレーニングの概要例  
 兵庫教育大学・公開講座「発達が気になる子どもの家庭療育の方法(2006)」  
 (井上雅彦・井澤信三・嶋崎まゆみ・佐々木和義)

# 地域支援

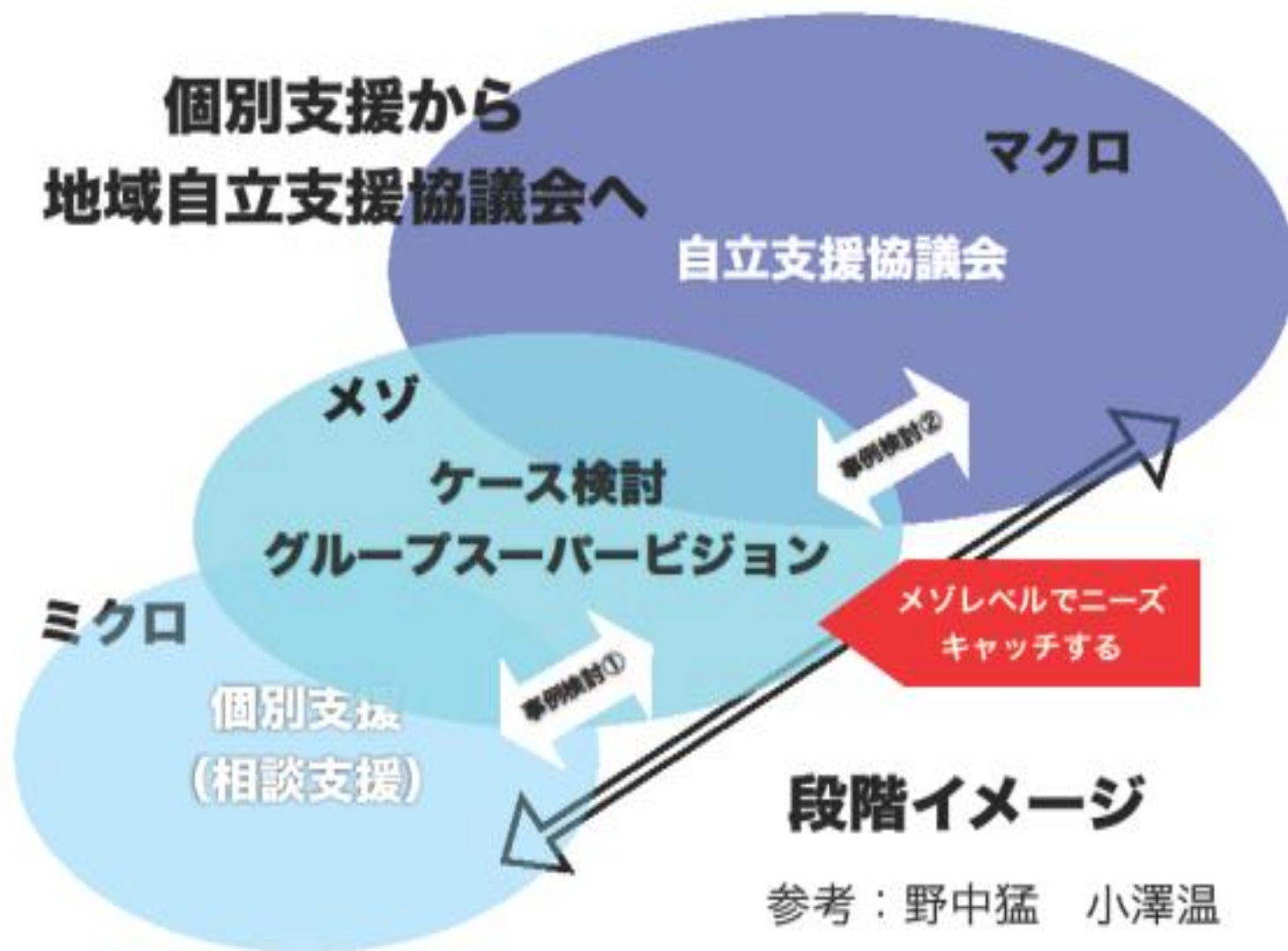
## ア ねらい

- (ア) 地域における連携の核としての役割
- (イ) 地域の子育て環境の構築
- (ウ) 地域の支援体制の構築

## イ 支援内容

- (ア) 児童発達支援センター等
  - (a) 保育所等の子育て支援機関との連携
  - (b) 医療機関、保健所、児童相談所等の専門機関との連携
  - (c) 児童委員、主任児童委員等地域の関係者等との連携
  - (d) 地域支援の体制の構築のための会議の開催
- (e) 個別のケース検討のための会議の開催
  - (f) (自立支援)協議会等への参加
  - (g) 要保護児童対策地域協議会等への参加
  - (h) 理解促進のための地域集会等への積極的な参加

個別支援から  
地域自立支援協議会へ



参考：野中猛 小澤温

# 児童発達支援の標準的な支援内容(案)

	通所前期（基礎訓練期）	通所後期（移行・訓練発展期）	訪問期
期 間	6ヶ月間	6ヶ月間	6ヶ月間
日 中 通 所	○	○	×
訪 問	×	×	○
発達支援（身 辺自立、運動、 言語、認知、 社会性の向 上）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害児支援計画との連携</li> <li>○ 発達のアセスメント</li> <li>○ 個別支援計画の作成</li> <li>○ 具体的プログラムによる支援</li> <li>○ 個別の支援を中心に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ モニタリングによる支援</li> <li>○ 保育所等への移行を考慮した支援</li> <li>○ 集団生活を考量した支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所等訪問事業の活用</li> <li>○ 地域の専門機関との調整</li> </ul>
家族支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 心理的カウンセリング</li> <li>○ ペアレント・トレーニング</li> <li>○ ソーシャルワーク的相談支援</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所等職員との連携</li> <li>○ 相談支援</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談支援事業者等関係機関との連携・調整</li> <li>○ 地域の社会資源に関する情報提供</li> </ul>		
地域支援		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域の関係金との連携・ネットワークの構築</li> <li>○ 自立支援協議会への参加</li> <li>○ 地域の保育等との連絡・調整</li> </ul>	
移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移行を含めた計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移行に向けての調整・対応</li> <li>○ 家族への助言</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目標設定と動機付け</li> <li>○ 移行プログラムへの同意</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移行後の支援体制の構築</li> <li>○ 移行支援等のための相談・援助</li> </ul>	

# 個別支援計画

(ガイドライン項目の記載例)

参考資料3

子どもの名前 K・Y さん

作成年月日: 29年 2月 21日

日

○目標

長期目標	気持ちをサインやことばで表現し、みんなと一緒に活動を楽しみながら、保育所への移行を準備しよう。
短期目標	食事や着替などがスモールステップできるようになり、「できた」という経験を増やしていきましょう。

○具体的な目標及び支援計画等

項目	具体的な目標	支援内容		支援期間 (頻度・時間・期間等)	サービス提供機関 (提供者・担当者等)	優先順位
		内容・留意点等	ガイドライン項目			
発達支援 【健康・生活】	食事、衣類の着脱などが自分ででき、「できた」という達成感をえましょう。	お昼時、使いやすい食具を用意し、姿勢を保持しながら食事ができるように支援します。来所・通所時の着替えの際、衣類に前後の目印を付けるなど工夫して、シャツ、ズボンなどの着脱にスモールステップで取り組みます。	本人支援の(ア)健康・生活のb-(d)	3か月 (週3日)	担当スタッフ 〇〇 〇〇	1
発達支援 【言語・コミュニケーション】	自分の気持ちを、少しずつことばサインで伝えていきましょう。	午後の個別活動の際、身振りなどで意思の伝達ができるように支援します。絵カードなどを通して、言葉で伝えることができるようにスモールステップで支援します。	本人支援の(エ)言語・コミュニケーションのb-(b)、(c)	6か月 (週3日)	担当スタッフ 〇〇 〇〇	1
発達支援 【人間関係・社会性】	友だちと仲良く遊びながら、みんなで活動を楽しみましょう。	午前の集団活動の中で、友だちとのやりとり遊びを設定します。友だちとの手つなぎや役割のある遊びや活動などを通じて、集団を意識できるよう支援します。	本人支援の(オ)人間関係・社会性のb-(c)、(e)	6か月 (週3日)	担当スタッフ 〇〇 〇〇	2
移行支援	Y・Kくんの今後の目標など、月に1回程度併行通園先の保育所の先生と一緒に話し合います。	併行通園先の保育所と、定期的に、本人の状況や支援内容等の情報を共有します。また、ケース会議やモニタリングの際には、併行通園先の保育所の先生にも参加いただくことにしています。	移行支援の(イ)-(e)、(f)	6か月	児童発達支援管理責任者、担当スタッフ 〇〇、保育所の担当先生	1
家族支援	Y・Kくんについて3月に1回、話し合う機会をもちます。	保護者面談の時間を3か月に1回に設け、当所での様子を丁寧に伝えるとともに、家庭での様子を聞き取り、情報を交換するとともに、親御さんの心配ごとの助言を行います。	家族支援の(イ)-(ア)、(イ)	6か月	児童発達支援管理責任者、担当スタッフ 〇〇、お母さん	3

## 事業所における総合的な支援方針

食事、衣類の着脱などが自分ででき、「できた」という喜びを味わえるようにします。また、遊びを通じた友だちとの交流により、かかわりや表現することの楽しさを味わえるように支援し、通園が楽しみになることを目指します。



# 平成30年度報酬改定

- ・ 保育所や放課後児童クラブ等の一般施策への移行の推進（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- ・ 障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合を評価する加算を創設する。《保育・教育等移行支援加算【新設】》500単位／回（1回を限度）

# 放課後等デイサービス ガイドラインを読む

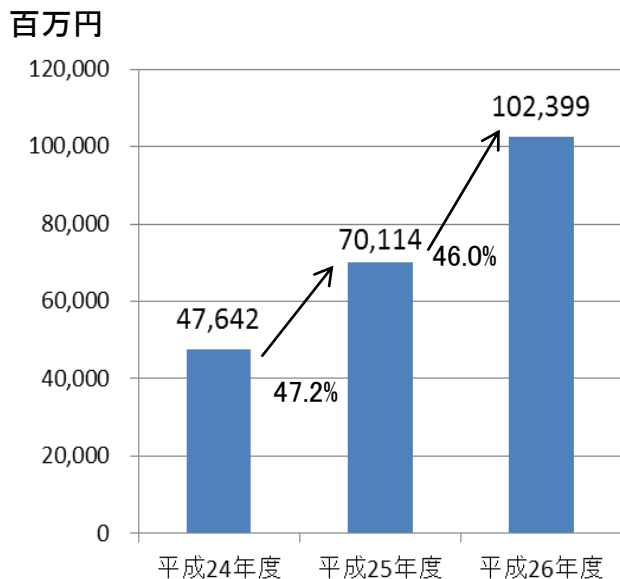
# 放課後等デイサービスの現状

## 【放課後等デイサービスの現状】

- 放課後等デイサービスの総費用額(平成26年度)は1,024億円で、障害児支援全体の59.7%を占める。
- 総費用額、利用児童数、事業所数のすべてにおいて、新制度が始まった平成24年

4月以降、大幅な増加を続けている

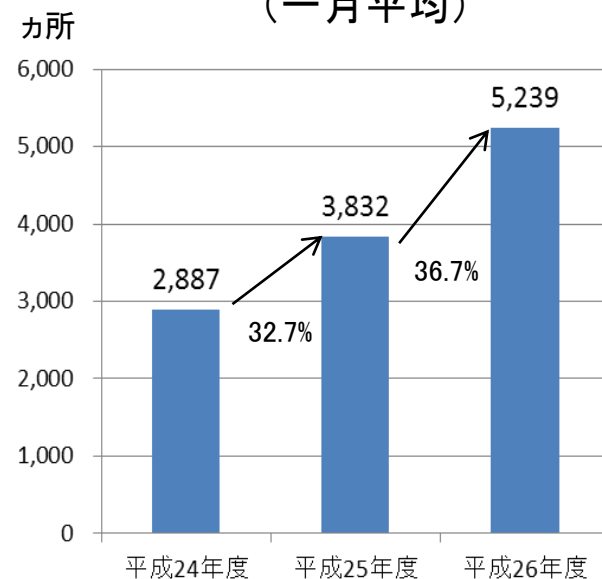
総費用額の推移



利用児童数の推移  
(一月平均)



事業所数の推移  
(一月平均)



※出典: 国保連データ

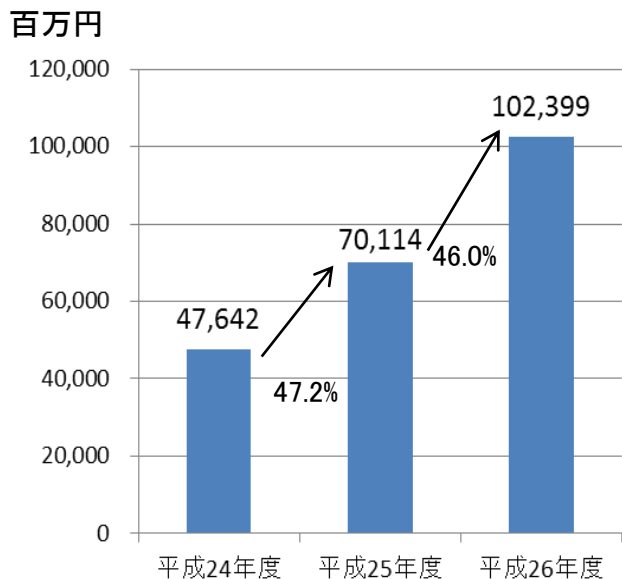
# 放課後等デイサービスの現状

## 【放課後等デイサービスの現状】

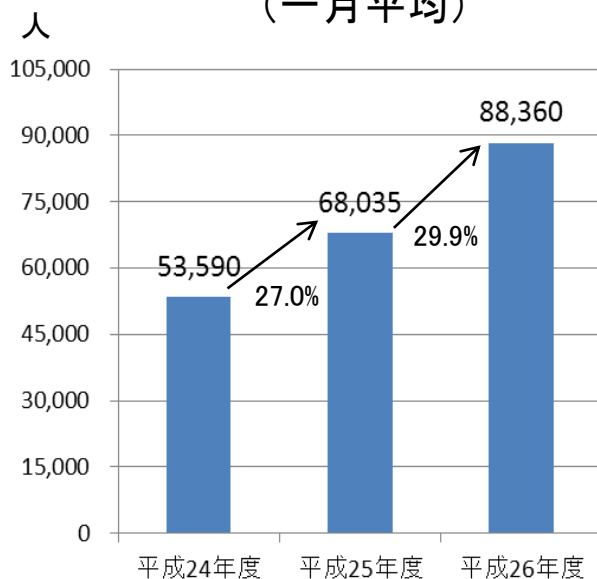
- 放課後等デイサービスの総費用額(平成26年度)は1,024億円で、障害児支援全体の59.7%を占める。
- 総費用額、利用児童数、事業所数のすべてにおいて、新制度が始まった平成24年

4月以降、大幅な増加を続けている

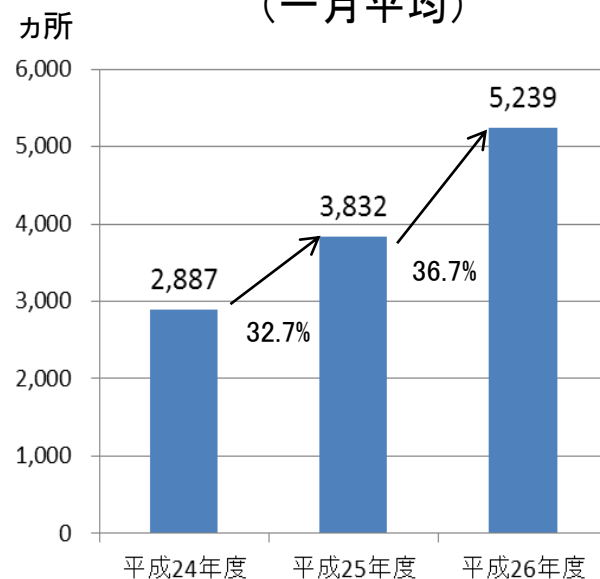
総費用額の推移



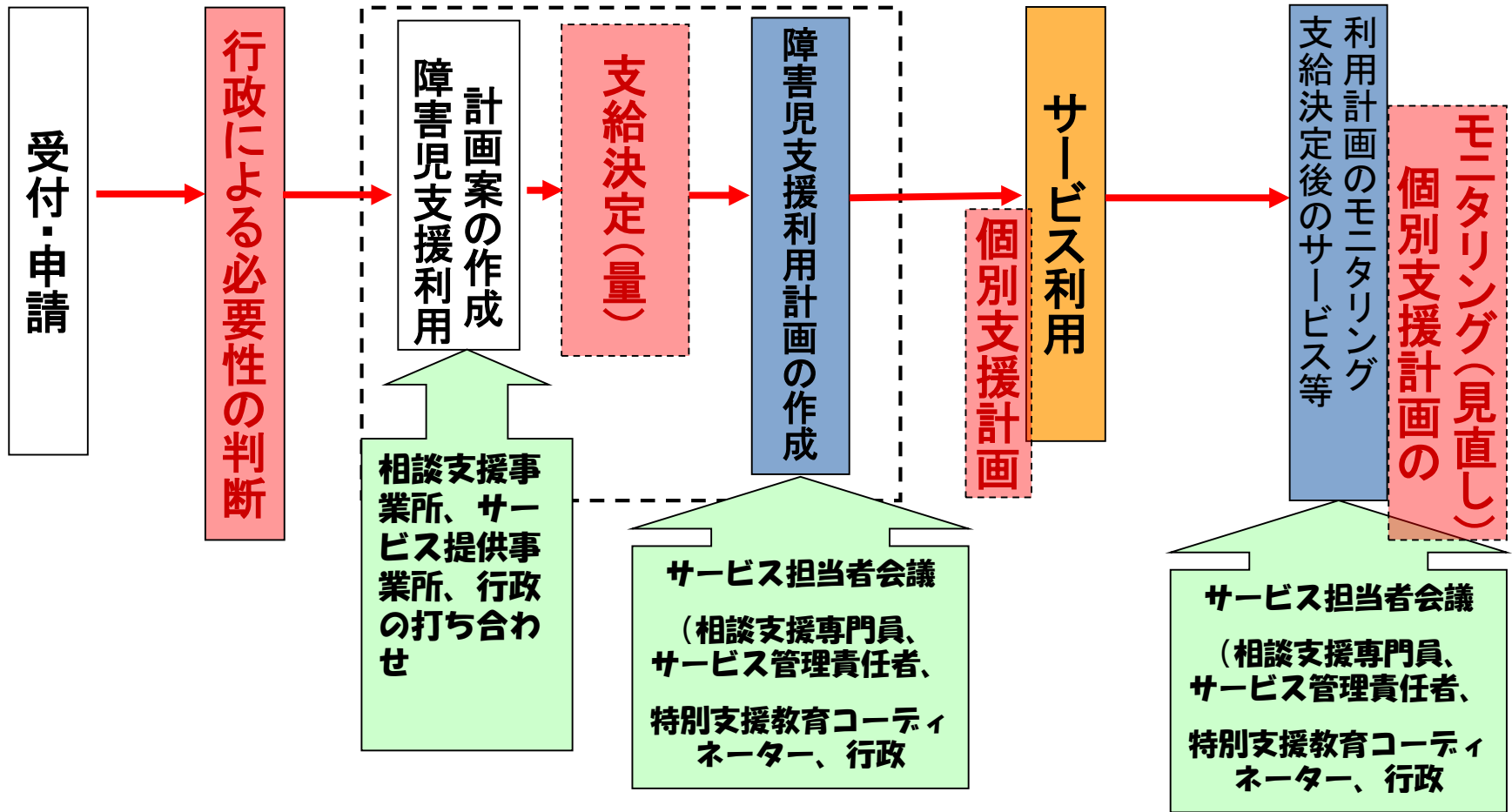
利用児童数の推移  
(一月平均)



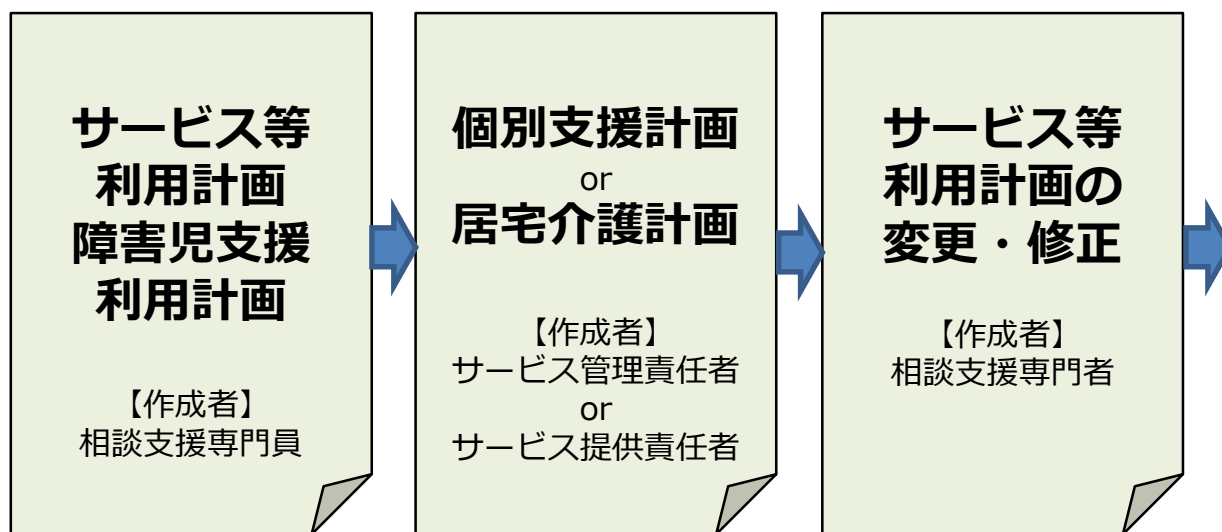
事業所数の推移  
(一月平均)



# 支給決定～サービス利用の流れ



# サービス等利用計画と個別支援計画の関係



- 利用者のニーズの変化に応じた細かな支援の**変更**が必要
- そのために、支援会議が重要になる

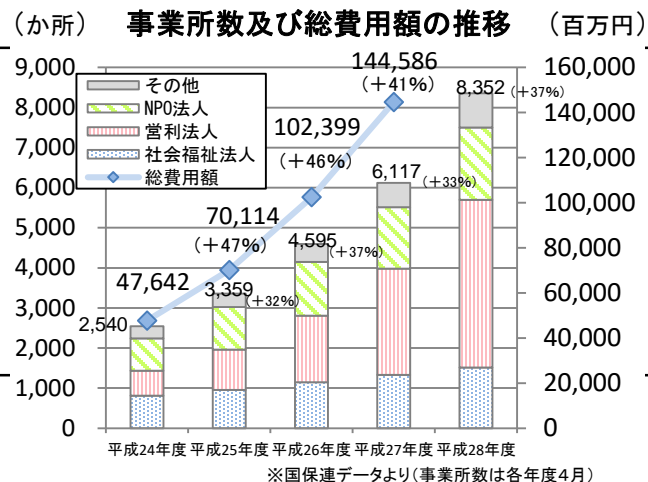
# 放課後等デイサービスの見直しについて

## 1 現状・課題

○ 放課後等デイサービスについては、平成24年4月の制度創設以降、利用者、費用、事業所の数が大幅に増加している。

○ 一方、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援※を行う事業所が増えているとの指摘があり、支援内容の適正化と質の向上が求められている。

※例えば、テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ



## 2 これまでの対応

時期	対応内容
平成27年4月	○放課後等デイサービスガイドラインの作成・公表
平成28年3月	○支給決定の適正化に向けた留意事項通知(H28.3.7障害福祉課長通知) ①指定障害児通所支援事業者の指導の徹底(支援の提供拒否の禁止などの運営基準の遵守) ②放課後等デイサービスガイドラインの活用の周知徹底、自己評価結果の公表状況の把握に努めること ③障害児通所給付費等の通所給付決定の適正化 ・一般施策を含めた適切な支援体制の構築、環境整備を行う ・支給量の目安(支給量は、原則として各月の日数から8日を控除した日数を上限)を示し、上限を超える場合は、市町村において支給の必要性を確認する ・主として障害児の家族の就労支援又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする場合には、地域生活支援事業の日中一時支援等を活用すること
平成28年6月	○障害福祉サービス等の不正請求等への対応について(監査の強化等)(H28.6.20事務連絡) ・営利法人及び新規の放課後等デイサービス事業所の重点的な実地指導の実施等 ・放課後等デイサービスの指導監査の実施状況等について、当面の間、四半期ごとに厚生労働省に報告する

### 3 見直し概要

#### 1. 指定基準等の見直しによる対応【平成29年4月施行】

##### (1) 障害児支援等の経験者の配置

###### ○児童発達支援管理責任者の資格要件の見直し(告示の改正)

現行の実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化する。

※既存の事業所は1年間の経過措置

###### ○人員配置基準の見直し(基準省令の改正)

人員配置基準上配置すべき職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者\*に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。

\*2年以上障害福祉サービス事業に従事した者

※既存の事業所は1年間の経過措置

##### (2) 放課後等デイサービスガイドラインの遵守及び自己評価結果公表の義務付け

###### ○運営基準の見直し(基準省令の改正)

- 運営基準において、放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことを義務付ける。
- 質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない旨規定

#### 2. その他の対応【平成29年4月～】

###### ○情報公表の先行実施

指定放課後等デイサービス事業者は支援の提供を開始するとき、支援内容(タイムスケジュール等)、BS(貸借対照表)やPL(損益計算書)などの財務諸表等の情報を都道府県等に提供し、事業所のHP等で公表に努めること。都道府県等は事業者に対して、支援内容や人員配置(職員の資格等)、財務諸表等の公表をすることを促すこと。



# 放課後等デイサービスの概要



## 概要

授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する（児童福祉法第6条の2の2第4項）。



## 対象児童

- 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児。
- \* 引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは満20歳に達するまで利用することが可能



## 配置基準

- 指導員又は保育士 10:2以上
- 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 管理者



## 事業所数

5,511（国保連データ平成26年12月実績）



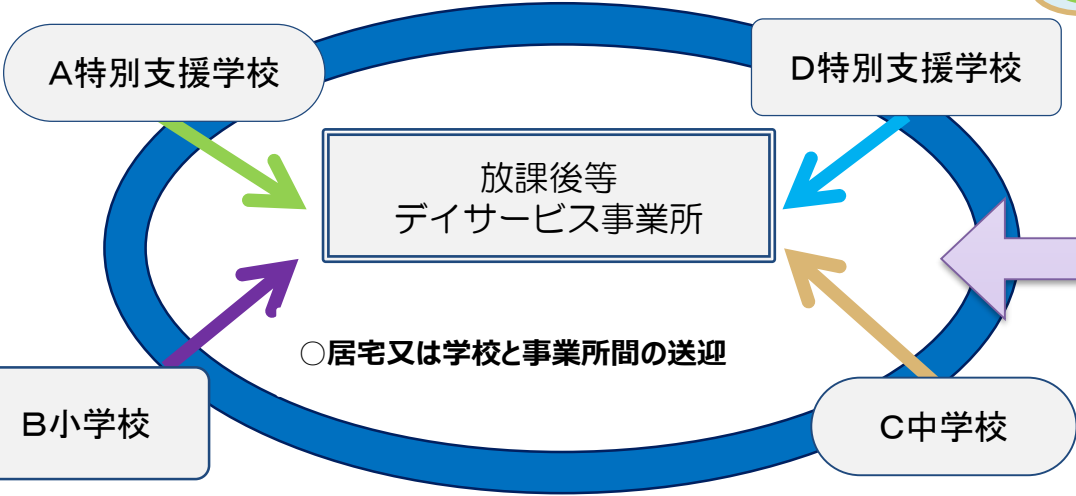
## 利用者数

92,437（国保連データ平成26年12月実績）



## 提供する支援

（放課後等デイサービスガイドラインに明記）



- 子ども一人ひとりの放課後等デイサービス計画に沿って、下記の基本活動を複数組み合わせさせて支援を行う
  - ① 自立支援と日常生活の充実のための活動
  - ② 創作的活動
  - ③ 地域交流の機会の提供
  - ④ 余暇の提供
- 学校との連携・協働による支援

# 放課後等デイサービスの課題

- 生活能力の向上のために必要な**訓練**、社会との交流の促進その他の便宜？
- 障害児は児童福祉法で←障害児の前に児童←放課後児童クラブ・放課後子ども教室との関係
- 本人支援（発達支援・余暇支援・社会参加支援・居場所作り・就労体験・不登校支援・退学者支援・友人を作る支援・休息支援・学習支援・思春期青年期支援）
- 家族支援（子育て支援、レスパイト（一時休息）・親の就労支援。・虐待防止）
- 地域支援（地域との連携・地域参加・地域活動参加・地域交流支援）
- 学校との関係（放課後に何を活動するのか←一般児童との相違）
- 相談支援との関係（サービス等利用計画）
- 放課後、土日、祭日、長期休暇の利用←日中一時支援との関係
- 専門性の担保←指導員、児童発達支援管理責任者の配置
- 放課後デイサービス計画(個別支援計画・アセスメントとの関係)
- 放課後における公的支援サービスとは←塾・おけいこ・スポーツクラブ・カルチャーセンター等との相違)←自己負担、特別児童扶養手当
- サービスの質に格差がある。
- 地域によってサービス提供に格差がある。
- 持続可能な制度となりえるか？

「一体、児童福祉とは何を行うのか？」

# 「放課後等デイサービスガイドライン」の概要

## 総則

- ◆ **ガイドラインの趣旨**
- ◆ **放課後等デイサービスの基本的役割**  
子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援
- ◆ **放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動**  
基本活動： 自立支援と日常生活の充実のための活動／創作活動／地域交流／余暇の提供 等
- ◆ **事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理**

設置者・管理者向け  
ガイドライン

児童発達支援管理責任者  
向けガイドライン

従業者向け  
ガイドライン

- ◆ **子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上**  
環境・体制整備／P D C Aサイクルによる適切な事業所の管理  
従業者等の知識・技術の向上／関係機関・団体や保護者との連携 等
- ◆ **子どもと保護者に対する説明責任等**  
運営規程の周知／子どもと保護者に対する支援利用申込時の説明／保護者に対する相談支援等  
苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営 等
- ◆ **緊急時の対応と法令遵守等**  
緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応  
衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等 等

# 放課後等デイサービスガイドラインに基づく自己評価等

保護者等向け 放課後等デイサービス評価表		資料3-2		
チェック項目	はい	どちらか いい/悪い	いいえ	特記事項
① 子どもの活動等のスペースを十分に確保しているか				
② 職員の配置数は適切であるか				
③ 事業所の設備等について、スロープや手すりの設置などバリアフリー化の配慮が適切になされているか				
④ 子どもと保護者のニーズや課題を的に分析した上で、支援計画を作っているか				
⑤ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか				
⑥ 放課後児童クラブや児童館との連携の取組が適切に行われているか				
⑦ 支援の内容、利用者負担等について説明があったか				
⑧ 日頃から子どもの状況を保護者と連携し、子どもの発達や課題について共通理解を持っているか				
⑨ 保護者に対して面談や育児相談等の支援を行っているか				
⑩ 父母の会の活動を支援したり等を開催する等により保護者を支援しているか				
⑪ 子どもや保護者からの苦情や相談の体制を整備するとともに周知・説明し、苦情があっても適切に対応しているか				
⑫ 障害のある子どもや保護者の発達や情報伝達のための配慮を行っているか				
⑬ 定期的に会報やホームページ概要や行事予定、連絡体制等に関する自己評価の結果を保護者に対して発信しているか				
⑭ 個人情報に十分注意して取扱いを行っているか				
⑮ 緊急時対応マニュアルを策定し、保護者に周知しているか				
⑯ 非常災害の発生に備え、救出、その他必要な訓練を行っているか				
⑰ 事業所の支援に満足しているか				

事業者向け 放課後等デイサービス自己評価表		資料3-3		
チェック項目	はい	どちらか いい/悪い	いいえ	改善目標、工夫している点など
① 利用定員が指導員等と関係が適切であるか				
② 職員配置数は適切であるか				
③ 事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか				
④ 業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参加しているか				
⑤ 保護者等向け利用者評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者の意向等を把握し、業務改善につなげているか				
⑥ この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか				
⑦ 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか				
⑧ 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか				
⑨ アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか				
⑩ 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか				
⑪ 活動プログラムの立案をチームで行っているか				
⑫ 活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか				
⑬ 平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援しているか				
⑭ 子どもや保護者の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成しているか				
⑮ 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか				
⑯ 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか				
⑰ 日々の支援に際して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか				
⑱ 定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断しているか				

「事業所は、本ガイドラインに基づく自己評価を実施し、その結果を事業運営に反映させ、自己評価結果については公表するよう努めるものとする。」



- そのためのチェックリストが必要との意見
- ユーザー評価にも使えるように、との意見



「事業者向け放課後等デイサービス自己評価表」と、より簡素な「保護者等向け放課後等デイサービス評価表」を作成

想定される自己評価の流れ

- ① 保護者へのアンケート調査
- ② 事業所職員による自己評価
- ③ 事業所全体としての自己評価
- ④ 自己評価結果の公表
- ⑤ 保護者のアンケート調査結果のフィードバック

# 放課後等デイサービスガイドライン概要1

## (平成27年4月1日、厚生労働省)

### 1. ガイドラインの趣旨

- サービス提供の望ましい方向の提示
- 質の高いサービスの提供
- 個々の児童の合理的配慮に基づく最善の利益の確保

### 2. 放課後等デイサービスの目的

- 生活能力の向上のため必要な訓練や社会との交流の促進等
- 児童への発達支援等を通じた自立に向けた支援
- 個々の児童にとって放課後等に真に必要な福祉サービスの提供

### 3. 放課後等デイサービスの対象者

- 放課後等に福祉サービスが真に必要な障害のある児童  
(障害児利用支援計画(案)による支援の必要性の判断)

# 放課後等デイサービスガイドラインの概要2

## 4. 放課後等デイサービスが提供すべき支援

- 支援の考え方(原則)
- **支援の方法(個別支援計画による支援)**
- 支援の内容一義的:児童に対する発達支援具体的には、  
①身辺自立、②運動、③認知、④言語・コミュニケーション、  
⑤社会性等の 向上のための支援、付带的:家族支援、地域支援

## 5. 放課後等デイサービスと地域連携

- **学校等との連携**, 医療機関等との連携,相談支援・自立支援協議会との連携,その他の地域資源との連携

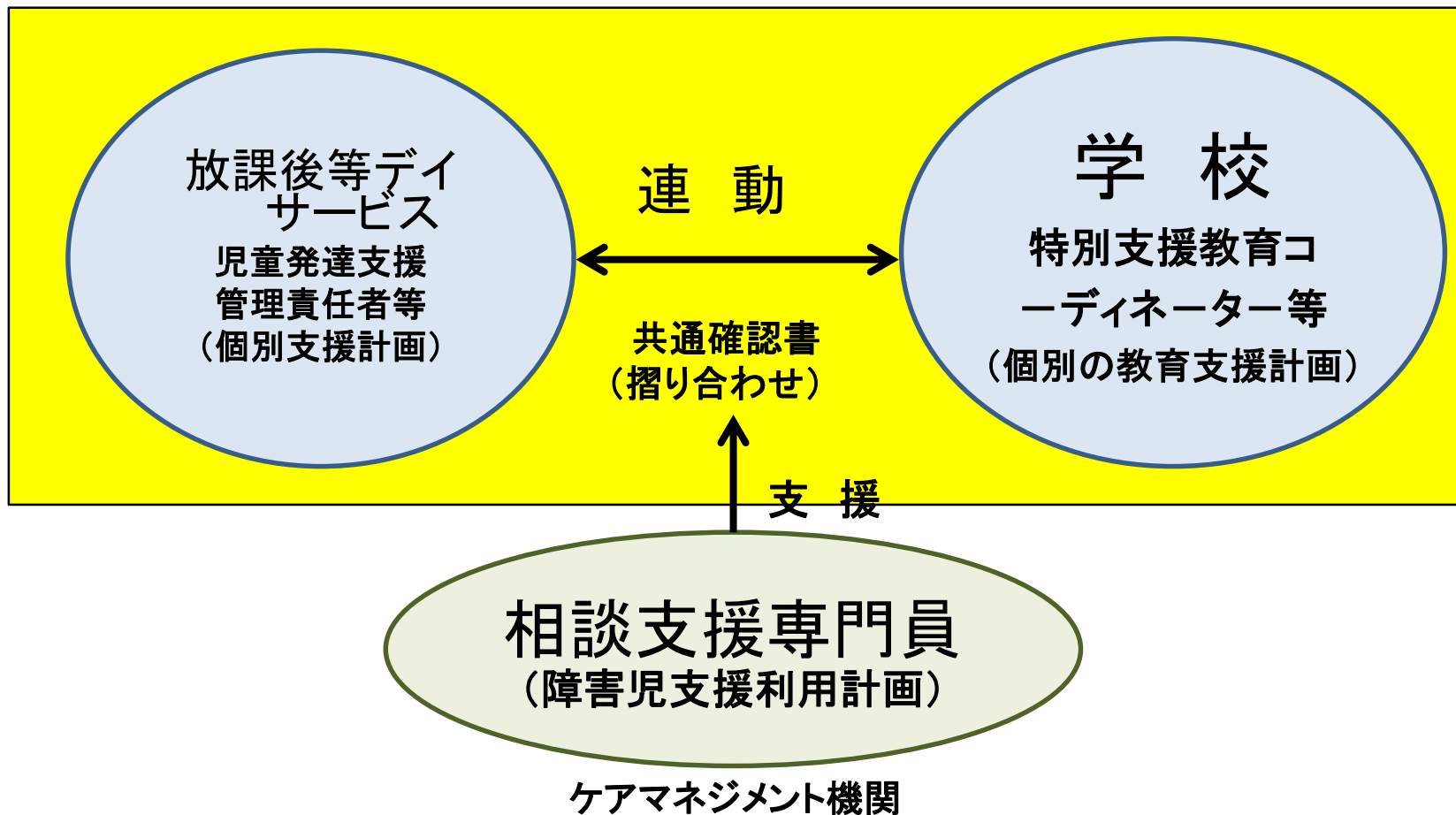
## 6. 放課後等デイサービスの運営・管理、リスク管理(安全対策と緊急時の対応)、職員の研修等

## 7. その他

- 虐待の防止を含めた権利擁護

# 福祉と教育の連携

(平成26年4月、厚生・文科連名通知)



## 個別支援計画表

利用者名 Ootsuka Akira さん

○支援の主目標 コミュニケーションが積極的に図れることの支援を行うことにより、遊びや勉強の課題等の達成感を数多く体験し、自分ではできるだんという意識をもっていただきたい。その際、家族、学校、相談支援事業者と密に連携していく。

個別支援計画 2015年7月26日作成

項目	目標	支援内容	期間	優先順位
発達支援 (ADL)	多くの人とコミュニケーションを積極的に図りたい	自分から、こうやってほしいという意思を伝える支援を行う。特に、遊びの導入とおやつの時間。具体的には代替コミュニケーション手段として写真やカードを適時活用する	6ヶ月	1
発達支援 (運動・認知) (家族支援)	友達をたくさんつくりたい。子育てを楽しみたい	視線の使い方と、体の動きについては、作業療法士を中心に現状の評価と課題となることについて検討。集団への参入は入りやすい環境の設定と友達との関係を考慮して行う。成長のペースと特質についてお母さんと具体的に話し合い、家庭でできることを明らかにし、子育てに協力していく	3ヶ月	1
家族支援	家族が仲良暮らしたい (お母さんの子育ての負担感の和らげる)	お母さんとは、時折デイサービスに子どもを送迎してもらい、様子を見ながら子育てについて話す機会をもつ。相談支援専門員Tさんと連絡を密にとってお母さんを支えていく	3ヶ月	2
地域支援	地域の子ども会に参加したい	将来、地域の一員として生活できるよう活動に積極的に参加。子ども会の参加に際しては、役員や父兄の方々に本人の特性やパニック時の対応などの情報を伝える	1年	3
学校・相談支援事業所との連携	学校・相談支援事業所との密な連携体制を構築してほしい	B特別支援学校のCコーディネータとの定期的な打ち合わせ及び連絡手帳を用いた情報の交換。T相談支援専門員とAさんについて定期的に打ち合わせ。家族支援については常なる情報交換	1年	2



# サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

## 指定特定相談支援事業者(計画作成担当)

### アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

### サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

## サービス事業者

### サービス事業者

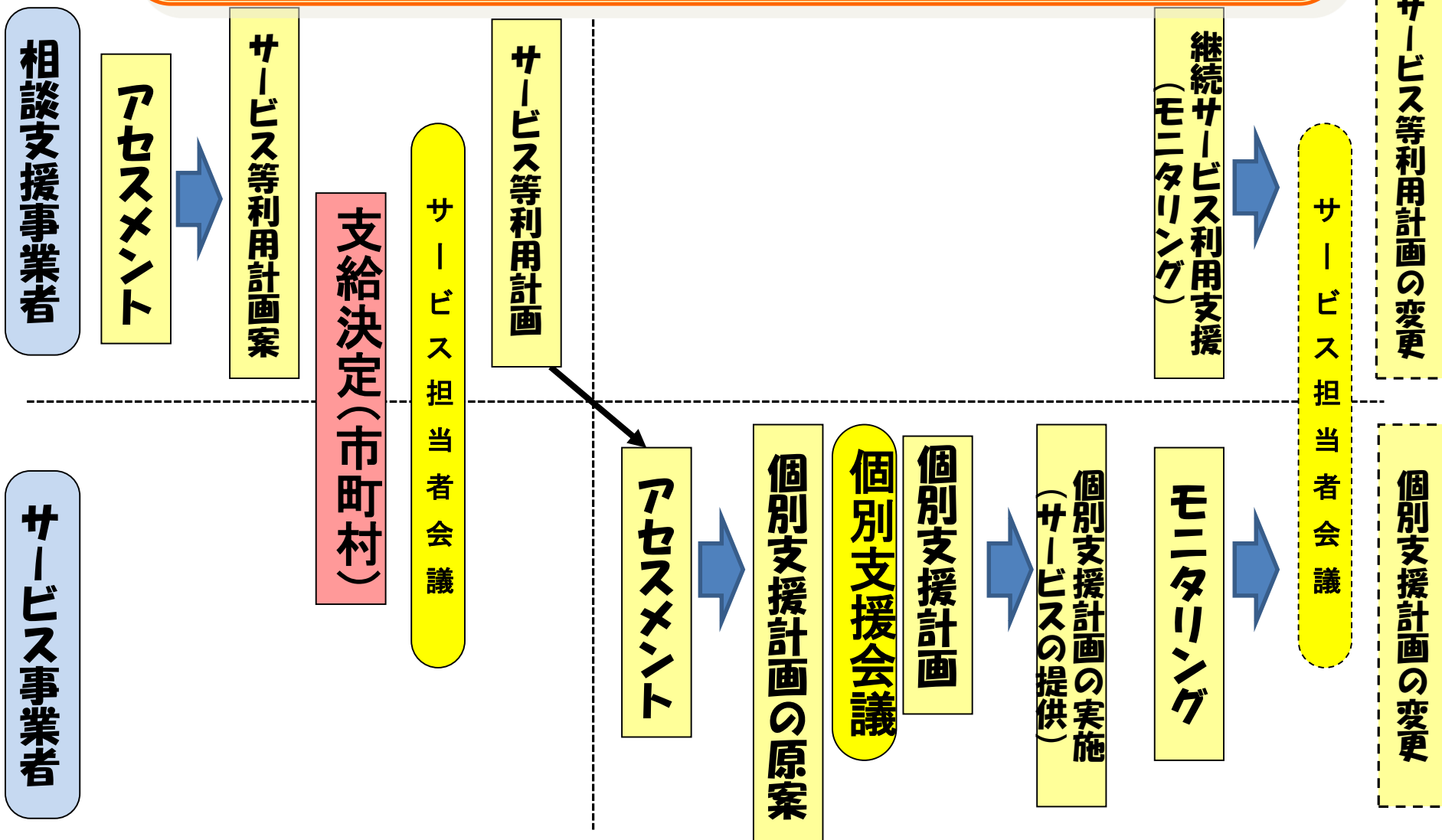
### アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

### 個別支援計画

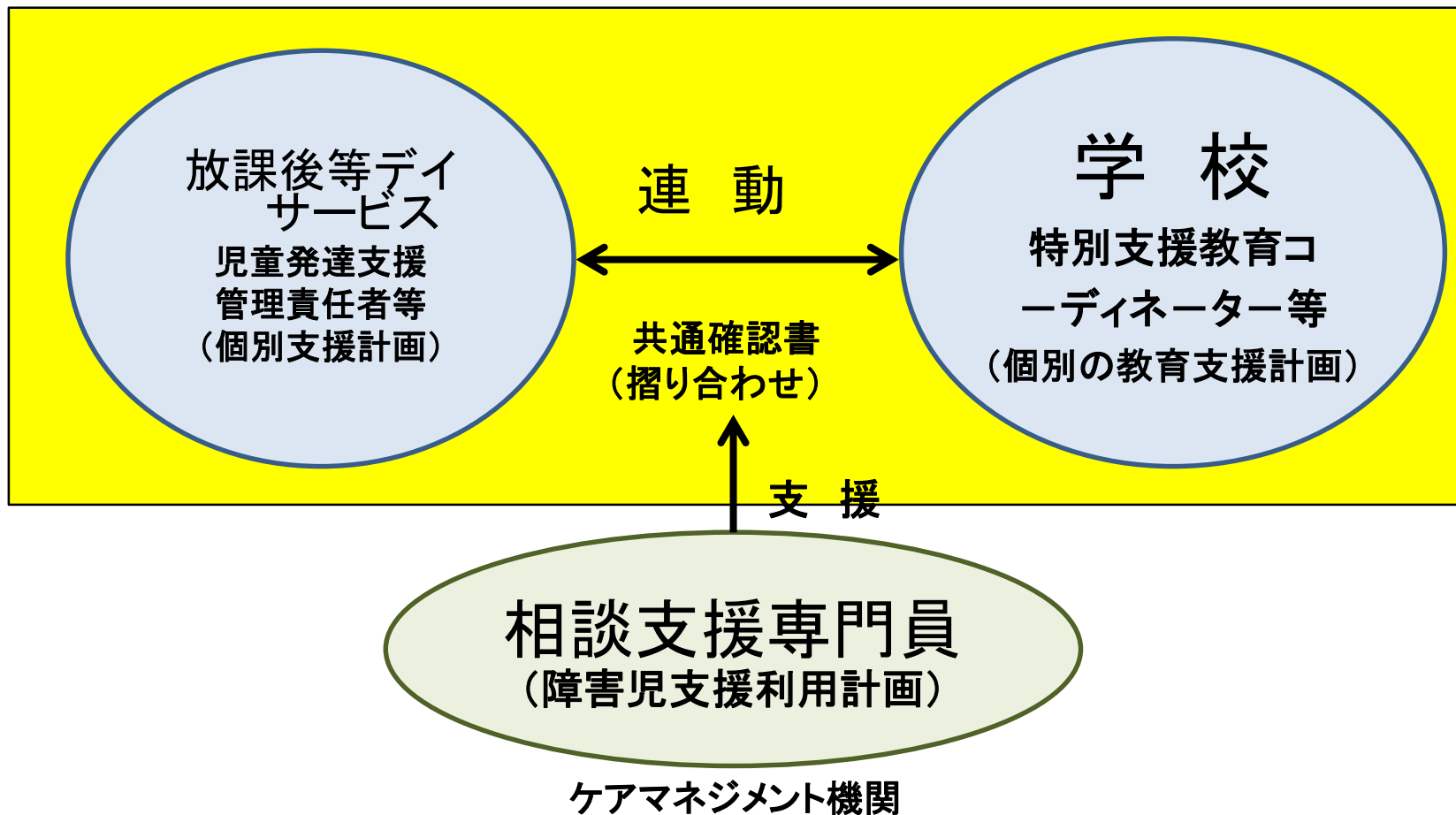
サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

# 指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係



# 福祉と教育の連携

(平成26年4月、厚生・文科連名通知)



# 児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について(概要)

(平成24年4月18日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名事務連絡)

## ◆ 趣旨

学校と障害児通所支援を提供する事業所や障害児入所施設、居宅サービスを提供する事業所(以下「障害児通所支援事業所等」という。)が緊密な連携を図るとともに、学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画(以下「個別の教育支援計画等」という。)と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画(以下「障害児支援利用計画等」という。)が、個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましい。

## ◆ 留意事項

### 1 相談支援

障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いする。

### 2 障害児支援の強化

#### (1) 保育所等訪問支援の創設

このサービスが効果的に行われるためには、保育所等訪問支援の訪問先施設の理解と協力が不可欠であり、該当する障害児の状況の把握や支援方法等について、訪問先施設と保育所等訪問支援事業所、保護者との間で情報共有するとともに、十分調整した上で、必要な対応がなされるよう配慮をお願いする。

#### (2) 個別支援計画の作成

障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者と教員等が連携し、障害児通所支援等における個別支援計画と学校における個別の教育支援計画等との連携を保護者の了解を得つつ確保し、相乗的な効果が得られるよう、必要な配慮をお願いする。



## 個別支援計画表

利用者名 Ootsuka Akira さん

○支援の主目標 コミュニケーションが積極的に図れることの支援を行うことにより、遊びや勉強の課題等の達成感を数多く体験し、自分ではできるだんという意識をもっていただきたい。その際、家族、学校、相談支援事業者と密に連携していく。

個別支援計画 2015年7月26日作成

項目	目標	支援内容	期間	優先順位
発達支援 (ADL)	多くの人とコミュニケーションを積極的に図りたい	自分から、こうやってほしいという意思を伝える支援を行う。特に、遊びの導入とおやつの時間。具体的には代替コミュニケーション手段として写真やカードを適時活用する	6ヶ月	1
発達支援 (運動・認知) (家族支援)	友達をたくさんつくりたい。子育てを楽しみたい	視線の使い方と、体の動きについては、作業療法士を中心に現状の評価と課題となることについて検討。集団への参入は入りやすい環境の設定と友達との関係を考慮して行う。成長のペースと特質についてお母さんと具体的に話し合い、家庭でできることを明らかにし、子育てに協力していく	3ヶ月	1
家族支援	家族が仲良暮らしたい (お母さんの子育ての負担感の和らげる)	お母さんとは、時折デイサービスに子どもを送迎してもらい、様子を見ながら子育てについて話す機会をもつ。相談支援専門員Tさんと連絡を密にとってお母さんを支えていく	3ヶ月	2
地域支援	地域の子ども会に参加したい	将来、地域の一員として生活できるよう活動に積極的に参加。子ども会の参加に際しては、役員や父兄の方々に本人の特性やパニック時の対応などの情報を伝える	1年	3
学校・相談支援事業所との連携	学校・相談支援事業所との密な連携体制を構築してほしい	B特別支援学校のCコーディネータとの定期的な打ち合わせ及び連絡手帳を用いた情報の交換。T相談支援専門員とAさんについて定期的に打ち合わせ。家族支援については常なる情報交換	1年	2

# 個別支援計画表

利用者名 \_\_\_\_\_ さん

○支援の主目標

個別支援計画 2017年6月26日作成

項 目	目 標	支 援 内 容	期 間	優先順位

# 平成30年度報酬改定

- ・ 保育所等との連携の強化（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）
- ・ 障害児が通う保育所や学校等との連携を強化するため、保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充する。《関係機関連携加算の見直し》

[現行]

関係機関連携加算（Ⅰ）

※障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として加算する。

見直し後]

関係機関連携加算（Ⅰ）

※障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1月につき1回を限度として加算する。



# 「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する(「居宅訪問型児童発達支援」)。

## 対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

## 支援内容

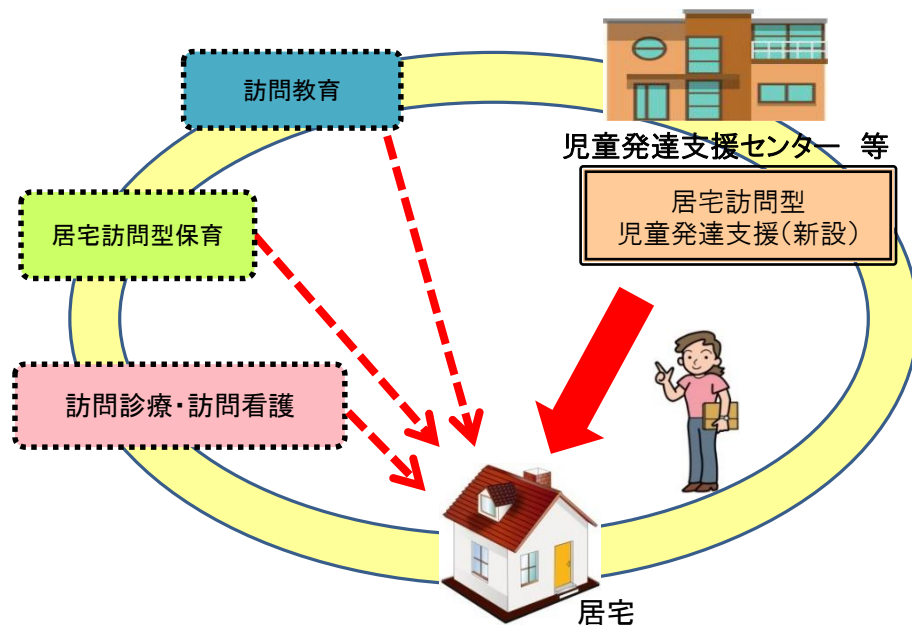
- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

### 【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

## 基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

# 移行期の支援のポイント

①個別支援会議



③個別支援計画

②相談支援専門員・サビ管等

# 移行期の支援のポイント①

## Characteristics of good transition services

- A clear transition care pathway (明確な移行工程)
- A focus on person centered planning (本人中心計画)
- Excellent links across adults and children's services (成人サービスと児童サービスのリンク)
- A multi-agency model (多機関連携モデル)
- A service responsive to the needs of young and their families
- Better long-term health and well-being, access to education, employment and improved social inclusion (長期の健康・ウェルビーイングの維持、教育・雇用・共生社会へのアクセス)
- Improved follow-up (改善されたフォローアップ)

Transition What is it?

[www.haringey.gov.uk/sites/.../files/transition\\_presentation.pdf](http://www.haringey.gov.uk/sites/.../files/transition_presentation.pdf)

# 移行期の支援のポイント②

## Characteristics of good transition services

Young people value:

- Continuity (so histories do not have to be repeated)(連続性)
- Changes that are less stressful and don't occur at the last minute;(変化)
- Maintaining previous links and relationships(繋がりの維持)
- Making decisions in the context of friends and peer experience(意思決定)

# 障害者権利条約で何が変わる？

障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約。

日本は、2007年9月に署名、2014年1月に批准。2月に発効。



# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法 <平成25年）の概要

障害者基本法  
第4条

基本原則  
差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

## 具体化

### I. 差別を解消するための措

#### 差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等  
民間事業者

法的義務

#### 合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体  
等  
民間事業者

法的義務  
努力義務

#### 具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定 ※
- 事業者 ⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

#### 実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

### II. 差別を解消するための支援措

置

#### 紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・

#### 地域における連

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

#### 啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

#### 情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

# 機会の均等（平等）ということ

この法律は、すべての障害者が、障害者でないものと等しく…その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する(差別解消法第一条)



# 合理的配慮ということ

障害者から現に社会的障壁の除去を必要として  
いう旨の意思の表明があった場合において、…  
合理的配慮を行うことを求めている(対応指針)





## 「合理的配慮」の提供として考えられる事項 (文部科学省)

障害のある児童生徒等に対する教育を小・中学校等で行う場合には、「合理的配慮」として以下のことが考えられる。

- (ア) 教員、支援員等の確保
- (イ) 施設・設備の整備
- (ウ) 個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮

# 「合理的配慮」の例 (文部科学省)

## LD、ADHD、自閉症等の発達障害

- 個別指導のためのコンピュータ、デジタル教材、小部屋等の確保
- クールダウンするための小部屋等の確保
- 口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報掲示

# 合理的配慮等環境整備ワーキンググループにおける検討(文部科学省)

- 「合理的配慮」と「基礎的環境整備」
- 「合理的配慮」は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、その検討の前提として、設置者及び学校は、興味・関心、学習上又は生活上の困難、健康状態等の当該幼児児童生徒の状態把握を行う必要がある。これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮」の観点をつまみ、「合理的配慮」について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましく、その内容を個別の教育支援計画に明記することが望ましい。個別の指導計画にも活用されることが望ましい。なお、設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、第三者機関により、その解決を図ることが望ましい。

# 意思表示が困難ということ

意思表示が困難な場合には、家族、支援者・介助者、法定代理人等、本人を補佐して行う表明  
(対応指針)



利益相反は？

# 建設的対話ということ

意思の表明の困難な障害者が、家族などを伴っていない場合など、意思の表明がない場合でも、…障害者に建設的な対話を働きかける(対応指針)



# 障害者総合支援法とその他所要の整備

○ 障害者総合支援法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法について、その他所要の整備を行う。【平成25年4月1日施行】

## 障害者及び障害児に対する意思決定支援（障害者総合支援法、児童福祉法、知的障害者

○指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者等は、障害者の意思決定の支援に配慮するとともに、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならないものとする。

○指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設等の設置者等は、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、常にその立場に立って支援を行うよう努めなければならないものとする。

○市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、知的障害者の支援体制の整備に努めなければならないものとする。（知的障害者福祉法）

## 相談支援の連携体制の整備（障害者総合支援法、身体障害者福祉法、知的障害者）

○基幹相談支援センターの設置者は、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関、民生委員、身体・知的障害者相談員、意思疎通支援を行う者を養成し、又派遣する事業の関係者等との連携に努めなければならないものとする。

○身体障害者・知的障害者相談員は、身体・知的障害者が障害福祉サービス事業等のサービスを円滑に利用できるように配慮し、障害福祉サービス事業者等との連携を保って業務を行うよう努めなければならないものとする。

## 後見等に係る体制の整備（知的障害者福祉

○市町村・都道府県は、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の活用を図るため、後見等の業務を適正に行うことができる者を家庭裁判所に推薦すること等に努めなければならないものとする。

（参考：市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修を追加。）

# 権利条約の主な内容

## 第十二条 法律の前にひとしく認められる権利

- 1 締約国は、障害者がすべての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。
- 2 締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者と平等に法的能力を享有することを認める。
- 3 締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって**必要とする支援**を利用することができるようにするための**適当な措置**をとる。

# パラダイムシフト？

- ・従来の「代理人による意思決定」から「支援を受けた意思決定」  
(意思決定支援)へ
- ・権利条約は、成年後見、補佐、補助を直ちに見直すべきものとしている。行為能力の制限が伴わない支援の在り方、その一つが支援された意思決定 (supported decision-making) がある。これは、支援によって意思決定をもので、後見制度 (guardianship) のように代わりにしてしまうものではない。

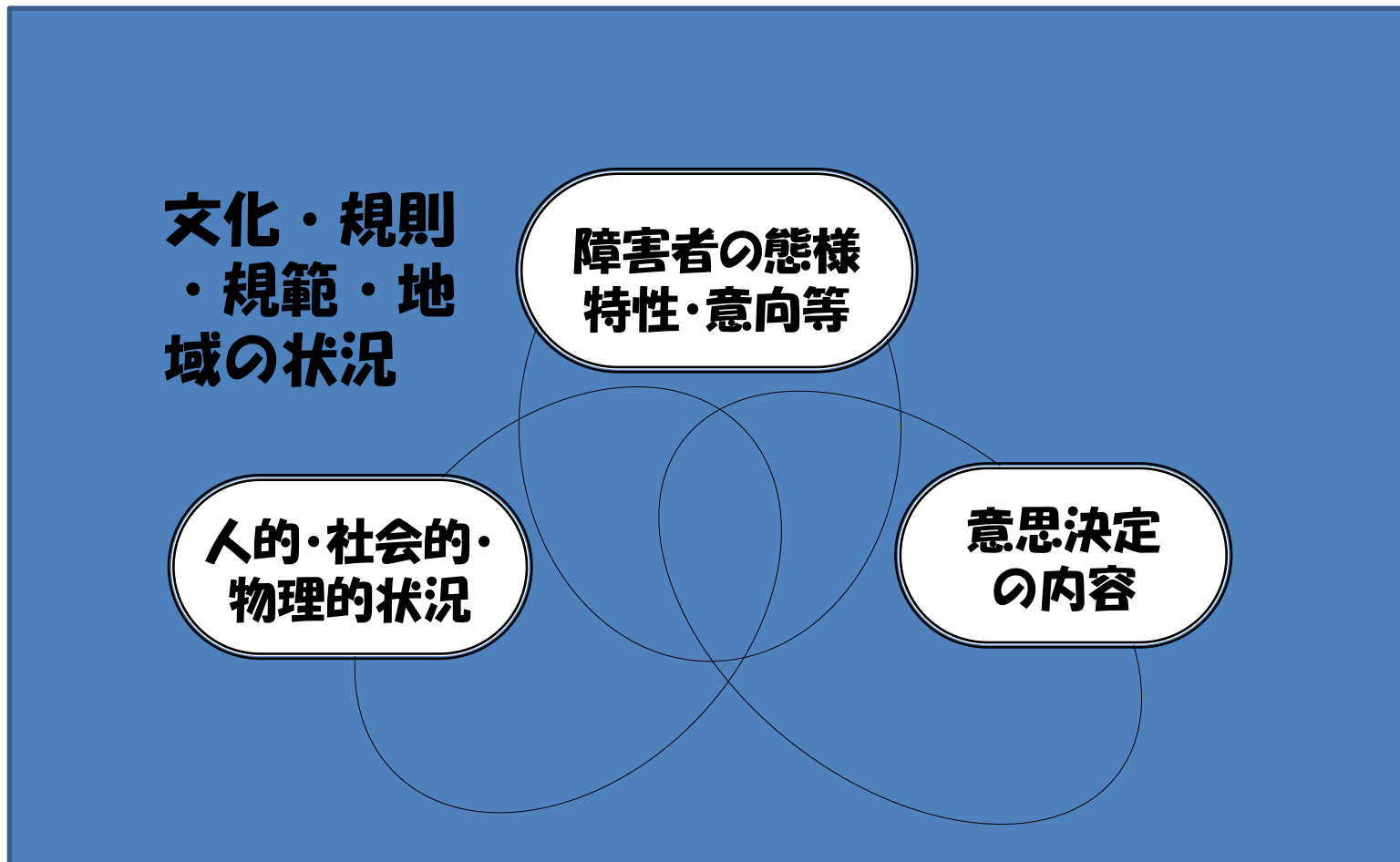


# 意思決定支援の言説

判断能力が不十分な知的障害者に代わって何事かを決定するためには、「本人が信頼し、本人のことを日常的によく理解している支援者(グループホーム・日中活動・訪問系事業・入所施設等の支援職員や家族)が決定に参加する仕組みが必要」とされている。

(平成23年2月15日、障害者総合福祉部会資料)

# 意思決定の要素



# 意思決定の三つの領域

LIFE (生活・人生・生命)



or



生活の領域



生命の領域

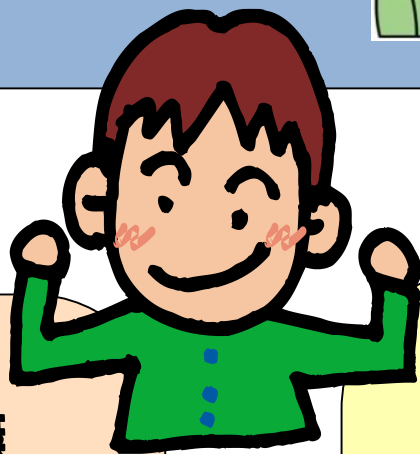


人生の領域

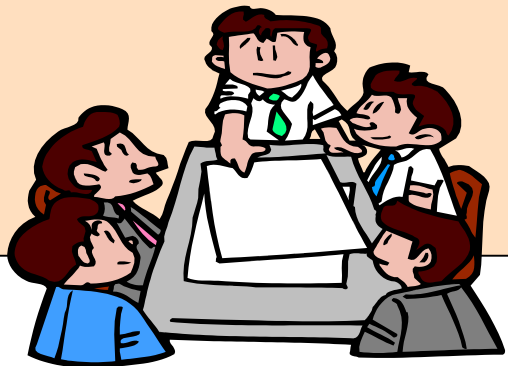
# 意思決定支援の仕組み

意思決定支援  
三要素

意思決定支援  
責任者



意思決定支援会議



意思決定支援  
計画書



# 情報の伝達ということ

われわれは、長い間、本人の意思決定能力を問題にしてきたが、問われるべきは、自分たちの意思決定支援能力である。



# 物語づくりということ



障害の重い方への意思  
決定支援は、本人のラ  
イフストーリー(物語)づ  
くりからはじまる



# 要は、協働決定の仕組みづくり

家族や支援者は、  
心強い味方であるが  
親密圏にあるからこそ  
皆で決定する仕組み  
と第三者が必要。

→ 自立支援協議会？



(県資料)津久井やまゆり園利用者の地域生活  
(住まいの場)に係る意思決定支援の流れ

1. 津久井やまゆり園担当職員等による  
聞き取り
2. 意思決定支援チームによる  
本人の意思確認
3. 住まいの場に関する検討会議の開催  
(サービス担当者会議・個別支援会議  
と兼ねて開催)



# 今後の意思決定支援の方向性

**System Advocacy**

**システムアドボカシー**

**Professional Advocacy**

**プロフェッショナルアドボカシー**

**Self Advocacy**

**セルフアドボカシー**



# ナラティブ・アプローチの可能性

利用者の語る「物語」を通して援助を行なうもので、援助者は、利用者の中に現実として存在し、支配している「物語」(ドミナントストーリー)を、利用者とともに共同して見い出していく作業を行うものである。その結果、利用者は、新たな意味の世界(オルタナティブストーリー)を創り出すことにより、困難な状況から新たなポジションを見いだしていく可能性が生まれる。

# 希望ということ

Hope is Wish for Something to Come True by Action with Others.

(希望は、他者と一緒に行為することにより、実現すべき何かを望むこと)

(『希望のつくり方』 玄田有史、岩波新書、2011)

